

令和元年度

町自連総会資料



八王子市町会自治会連合会

令和元年5月26日（日）16時

会 場 八王子エルシィ

八王子市町会自治会連合会

令和元年度

第17回 定期総会次第

1. 開会の辞

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 議事

第1号議案 平成30年度 事業報告

第2号議案 平成30年度 決算報告

第3号議案 平成30年度 監査報告

第4号議案 会則の一部改正

第5号議案 役員選出

第6号議案 令和元年度 事業計画（案）

第7号議案 令和元年度 予算（案）

5. 報告事項

規程の一部改正報告

6. 退任町会自治会長感謝状贈呈

7. 閉会の辞

【第1号議案】

平成30年度 事業報告

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

I. 総括

《はじめに》

私たち「八王子市町会自治会連合会（町自連）」は「向こう三軒両隣」「互近助（ごきんじょ）つきあい」を基本とした「助け合い」と「共助」の組織である町会自治会等を地区ごとにまとめている団体である。

八王子市内の町会・自治会・管理組合は、579団体153,014世帯(平成30年6月現在)が登録されているが、このうち「町自連」は356団体120,651世帯(平成30年6月現在)を擁し、市内を代表する町会自治会等の連合組織となっている。

私たち活動の基本は、第一に各单位町会・自治会・管理組合の自主性を尊重しつつ活性化の促進、第二に集合体である地区連合会の定例会を毎月開催することで地域課題への対応、情報交換、更に「町自連」役員会の報告等を確実に各町会自治会に徹底周知すること、第三に地区連合会同士の情報交換と、広域にわたる課題の解決に向けた事業を進めていくことにしている。

このように、地区連合会の定例会を通じた地区毎の活動を中心に進めているが、未だに軌道に乗っていない地区連合会があることも厳然たる事実である。

これからはすべての地区連合会で、定例会が毎月または少なくとも隔月には開催され、地域課題の解決に向けた努力が喫緊の課題として求められている。

また、私たち「町自連」は、市内の町会・自治会・管理組合を代表する組織として、行政に対しても「町会・自治会・管理組合の位置づけ等についてしっかりと主張」し、併せて「協力すべきことは協力」することで、「町自連」の主張を行政に活かしてもらうことを積極的に進めている。具体的には、町自連・地区連合会に提起された行政に関わりのある課題や問題点及び行政からの協力要請等については随時話し合いの場を持って、平成30年7月に市長との懇談会を開催した。

市長との懇談会の中でも再三要望してきた条例制定について、平成30年1月に要望書を提出するとともに、策定検討段階から参画し、平成31年4月に条例が施行され要望を実現することが出来た。

また、行政主導の各種審議会・委員会等にも積極的に代表を送り込み「町自連」の主張を反映するべく努めてきた。

1. 三役会及び常任理事会の開催

町自連運営にあたって、毎月第2火曜日を定例役員会とし、午前中に三役会を開催し、議題等の案件の調整を行うとともに、午後から常任理事会を開催し、行政等関係機関の要請や依頼の情報を得るとともに、議題等の案件の審議等を行った。

・詳細は、別紙資料参照

2. 行政主導の各種審議会・委員会等への参画

市内の町会・自治会・管理組合の代表として、町自連常任理事等を委員として、参画させ、「町自連」の主張を反映するべく努めた。

・詳細は、別紙資料参照

3. 運営組織の充実

(1) 組織の運営を効率よく機能させるため、総務部、広報部、事業部、組織部、生活安全部の各専門部を設置するとともに、各部長（副会長職）を中心に部運営を行い、事業の進捗を図った。

なお、専門部の運営にあたっては、事務局によるサポート体制を確立し、継続可能な体制を構築した。

(2) 組織規模の適正化と拡大については、町自連発足以来の課題であったが、規程を改正し、5町会以上で1,500世帯以上としたものであるが、5町会未満の中央部地区及び本町地区は丁度隣接しており、統合または周りの地区への編入について検討していただきたい。

4. 東京都町会連合会及び全国自治会連合会との連携

東京都の町会連合組織である東京都町会連合会（事務局：板橋区）に加盟団体として参画するとともに、本会の秋間会長が都町連の副会長に就任しており、広く情報の共有を図るとともに、課題解決に向けた連携を図った。

なお、多摩地域の都町連への加入は未だ8市に留まっており、連携強化のための粘り強い働き掛けを行っている。

また、都町連が加盟する上部団体で全国の連合組織である全国自治会連合会との連携も行っている。

・東京都町会連合会

常任理事会 毎月第1水曜日（もしくは第2）開催 東京都庁他

定期総会 平成30年6月20日（水） 新宿区・京王プラザホテル

新年懇親会 平成31年1月17日（木） 新宿区・京王プラザホテル

・全国自治会連合会 全国大会

東京大会 平成30年11月14日（水）～15日（木）

5. 全国自治会連合会東京大会

全自連全国大会は、全国の町会・自治会の仲間が互いに抱える課題を共有・理解し、解決に向けた研修や情報交換を進め、安全・安心で暮らしやすい地域づくりを目指し、更なる連携の輪を広げることを目的として開催され、また、東京大会は、東京都において平成30年に「江戸から東京への改称、東京府開設から150年の節目の年」であることから、これまで東京が蓄積してきた文化や歴史など東京の都市として魅力や力を全国に向けて発信するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会にむけた気運醸成活動が行われた。

大会	メルパルクホール（港区）	町自連参加	41名
交歓会	東京プリンスホテル（港区）	町自連参加	29名

6. 西日本豪雨災害支援

平成30年7月5日（木）からの西日本の広範囲な地域における記録的な豪雨により、広島県、岡山県、愛媛県などで甚大な被害が出た。

町自連は、「向こう三軒両隣」「互近助（ごきんじょ）づきあい」を基本理念とした助け合いの組織であり、災害にあたって苦しんでいる時こそ「助け合い」について、自分たちが出来る支援を行うため、「西日本豪雨災害義援金」を市内全町会等に協力を呼びかけ、7月20日（金）から10月3日（水）までの間、義援金募集活動を展開し、集まった義援金について、八王子市を通して被災地に届けていただいた。

・送金実績

第1回	9/19（水）	6,326,472円
第2回	10/10（水）	875,121円
最終回	10/17（水）	29,870円
	計	7,231,463円

・協力団体

町自連持ち込み	（7,231,463円）
加入	209団体、未加入39団体、その他1団体 延べ249団体
八王子市持ち込み	（253,423円）
加入	8団体、未加入1団体 延べ9団体
※加入4団体は、町自連持ち込み重複	
合計	（7,484,886円）
加入	213団体、未加入40団体、その他1団体 延べ254団体

7. 町自連事務所移転

町自連事務所は、平成14年6月より元横山町を拠点として活動してきましたが、この度、この敷地に令和元年度において、八王子市の「(仮称)給食センター

(元横山)」が建設されることになった。

整備計画の説明を受けて八王子市と協議を行い、平成31年3月18日(月)に散田町の教育センター内に事務所を移転した。

移転先 八王子市散田町2-37-1 教育センター内

TEL/FAX 042-673-4680

8. 民生委員児童委員協議会との情報交換会

町会・自治会の活動と民生委員児童委員の活動は、地域のなかで互いに連携して取り組む事項があり、相互の活動について情報交換を行い相互理解の促進を図るとともに、令和元年12月の民生委員児童委員一斉改選にあたり、情報交換会を行った。

・日程及び場所

第1回 平成30年11月22日(木) 市役所803会議室

9. 「救急医療情報カード」の取組み

八高連における「救急医療情報カード」は高齢者への対応として重要なもので、町自連として会議に出席するとともに、啓蒙活動への協力を行った。

II. 総務部

1. 定期総会

平成30年度定期総会を開催し、平成29年度事業報告、決算報告、監査報告、役員選出、平成30年度事業計画(案)、予算(案)の審議を行うとともに、退任町会自治会長に感謝状の贈呈を行った。

・日程及び場所 平成30年5月27日(日) 八王子エルシィ

2. 市長と町自連三役との定例懇談会の実施

町会自治会等、地区連合会及び町自連が抱える広域にわたる課題や市民の直接の声を行政に届けるとともに、問題解決に向けた行政所管との連携強化を図るため、市長との懇談会を開催し、協議を行った。

八王子市と町自連は、既に協働して事業に対応しているが、お互いの立場を尊重しあって、パートナーシップで役割分担をしていく立場であることを再確認することから始め、町会自治会等の位置付けの条例化及び掲示板設置に関する助成制度についても論議された。

・日程及び場所 平成30年7月20日(金) 市役所805会議室

3. 町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例の施行

町会自治会等は、地域における世代を超えた交流や防犯・防災・福祉、教育など、地域の課題解決に向けた様々な取り組みにより、「市民力・地域力」の源泉となって、八王子市の発展に寄与してきた。

町自連として、町会自治会等は八王子市の大きな財産であり、協働によるまちづくりの重要なパートナーであることを位置づけ、その活動を支援し、活性化を推進するための条例制定を市長との懇談の中で繰り返し要望してきたもので、平成30年1月16日付で条例制定の要望書を提出したものである。

八王子市は、要望書をうけ、平成30年6月に策定検討会を立ち上げるとともに、検討に入り、10月には検討会案を取りまとめ、11月に八王子市の原案策定、市議会に原案報告、12月にパブリックコメントを実施、平成31年2月市議会上程、3月審議、4月に条例が施行された。

・今後の予定 7月 シンポジウム開催

4. 町会・自治会等掲示板設置に関する助成制度の新設

宝くじ財団の原資を基に、八王子市の上乗せによる補助により、町会自治会活動における備品要望の多い会議テーブルや椅子の提供事業を開始して5年を経過したところで、今後の新たな備品の要望を集約したところ、掲示板についての要望が非常に多く寄せられた。役員会で協議を行い平成30年6月12日付で「掲示板設置に関する助成制度について要望書」を八王子市に提出し、また、市長との懇談会においても強く要望したもので、令和元年度において助成制度が開始された。

5. 自治会活動賠償責任保険の加入促進

町自連が団体加入している自治会活動賠償責任保険は、開始後10年を経過しており、町会自治会等が個別加入して保険料を支払いした場合と比較して、保険料が最大の割引サービスを受けられることで、町会・自治会等の財政負担が軽減されている。また、運用面においても町会自治会行事として、自宅から会場までの往復時の怪我なども保険対象となっている。

平成30年5月に新規加入募集活動を行い、町会自治会活動が安心して活動できる環境づくりに寄与している。

・平成30年度実績 228団体（平成29年度実績 201団体）

6. 町会・自治会設備整備支援補助金制度の活用

宝くじ財団の資金及び八王子市の支援制度を活用し、町会自治会等に対して備品提供事業（無償貸与）を実施し、町会自治会活動の活性化の支援を行った。

対象団体の選考にあたっては、市職員により実施し、厳正公平に行った。

・平成30年度実績 28団体 4種類 486点 総額 4,505千円
応募 39団体 6種類 856点 総額 8,614千円

また、令和元年度事業の準備として、対象団体の募集、選考を行った。

・令和元年度選考結果及び実施予定

27団体	4種類	472点	総額	4,631千円	
応募	39団体	5種類	916点	総額	8,670千円

7. 健全財政の確立

(1) 東京都地域の底力発展事業助成の活用

町自連では、平成28年度からオリンピック・パラリンピック気運醸成活動に繋がる事業が10/10の補助率となったことから、平成30年度も助成を活用して「加入促進キャンペーン事業」を展開した。

また、町会・自治会及び地区連合会でも広く活用された。

(2) 町会等地区連合会交流事業助成の活用

地区連合会の交流事業を推進し、地域活動を活性化するため、この制度を活用する地区連合会も増加し、平成30年度は、町自連の18地区連合会、その他の連合会1地区の合計19地区が活用した。

(3) 経費の削減について

各専門部及び事務局との連携を図ることにより、経費の削減に努めるとともに、経常的な経費についてもコピー用紙の購入方法の変更、郵送方法のより安価な選択、インターネット契約の変更など費用圧縮に務めた。

(4) 自主財源の確保について

① 町自連会費収入の増

新任町会・自治会長及び役員研修会などの機会をとらえて、各部門間の連携を図り、町自連未加入団体や町会未加入者への「加入促進」を行い、僅かではあるが増収となり、長年の減収傾向に歯止めをかけることが出来た。

② 自治会活動賠償責任保険手数料収入の増

新規加入募集活動により、自治会活動賠償責任保険の加入増により、27団体の増加を実現できた。

③ 広告協賛

「町自連だより」に係る経費の明確化に伴う広告収入の組み込みにより、予算額365万円に対し、実績額が381万円となり、16万円の増となり、町自連だより経費へ充当することにより、町自連の負担額の圧縮ができた。

8. 総務部会の開催

- (1) 平成30年 5月 8日(火)
- ・定期総会について
 - ・平成30年度設備整備備品提供事業について
 - ・自治会活動賠償責任保険について

- ・町自連だより関係経費について
- (2) 平成30年 9月20日(木) ・令和元年度設備整備備品提供事業応募団体
選考について
- (3) 平成30年12月11日(火) ・令和元年度定期総会資料について
- (4) 平成31年 3月12日(火) ・令和元年度定期総会について
・令和元年度設備整備備品提供について

Ⅲ. 広報部

1. 広報紙「町自連だより」

(1) 発行状況

町自連活動を知ってもらうため、広報紙「町自連だより」を年4回発行した。

- ・第38号(平成30. 4.15発行) 東南部地区特集 発行部数 125,000部
- ・第39号(平成30. 7.15発行) 南部地区特集 発行部数 125,000部
- ・第40号(平成30.10.15発行) 西部第一地区特集 発行部数 125,000部
- ・第41号(平成31. 1.15発行) 西部第二地区特集 発行部数 125,000部

(2) 掲載内容

地域情報の発信及び地域との連携をより強固なものにするため、地区特集の紙面構成とし、また、町自連事業の報告及び予告を掲載し、読者にとって関心のある記事や町自連の活動の周知を図った。

(3) 広告協賛

地区特集の実施に伴う地区連合会の取り組みにより、地域での広告収入を確保するとともに、併せて市内全体での取り組みや広報部としてサポートを行い、広告収入の確保を行い、町自連だよりに係る経費の圧縮に努めた。

2. ホームページ「町自連」の運用

(1) 情報発信

平成27年度末よりブログ方式(地区ごとの編集)に移行するとともに、平成28年度当初より、タイムリーな地域情報発信を行っている。

また、地域情報を速やかに発信するため、地区広報担当者に操作研修会を実施した。

- ・ホームページ累積アクセス件数

平成30年度 28,257件 累計 267,964件

平成29年度 33,528件 累計 239,707件

(2) 操作研修会

- ・実施日

平成30年7月18日(水) 18:30 ~ 20:00

平成30年7月19日(木) 10:00 ~ 12:00

・実施内容

従前のシステム(委託)と新システム(地区編集)について
新システムの運用(パスワードとデータ管理)について
操作説明(地区ログイン方法とページ・写真作成等)

(3) 広告協賛

ホームページに係る広告協賛は、協賛企業の辞退により、自主財源の確保には至らなかった。

3. その他の広報活動

町自連関係の情報について、積極的に市内新聞社等メディアへの情報提供を行い周知に努めるとともに、情報提供の結果、加入促進キャンペーン事業が地域情報紙タウンニュースに取りあげられた。

また、町自連ロゴマークは、各種事業で活用されるとともに、印刷物などへの利用を図った。

4. 広報部会の開催

- (1) 平成30年 4月10日(火) ・町自連だより39号(7/15)発行について
・定期総会広報部について
- (2) 平成30年 7月10日(火) ・部会構成について
・町自連だより39号(7/15)発行について
・町自連だより40号(10/15)発行について
- (3) 平成30年 9月11日(火) ・町自連だより40号(10/15)発行について
- (4) 平成30年10月 9日(火) ・町自連だより41号(1/15)発行について
- (5) 平成31年 1月 8日(火) ・町自連だより41号(1/15)発行について
・町自連だより42号(4/15)発行について

IV. 事業部

1. 役員研修会

地区連合会の活動に活かすとともに見聞を広めるため、役員研修会を開催した。平成30年度は、「東日本大震災・被災地の復興状況」をテーマに、福島県の白河市、福島市、相馬市を視察した。白河小峰城の崩壊石垣の復旧状況、飯館村の震災による原発避難体験談、相馬市の復興状況及び津波体験談など現地に赴き、その後の復興状況を確認するとともに被災地の方々の貴重な体験を伺った。なお、研修と合わせて懇親の場を活かし、役員相互の交流を深めた。

- ・日程 平成30年11月27日(火) ~ 28日(水)

- ・場所 福島県白河市 白河小峰城
 福島県福島市 飯館村・松川町第二仮設住宅集会所
 福島県相馬市 相馬市復興視察
 参加者 24名

2. 新年懇親会

新年恒例の「町自連新年懇親会」を開催し、市長をはじめ各友好団体出席のもとに懇談し交流を深めた。

- ・日程及び会場 平成31年1月12日(土) 八王子エルシィ
 参加者 156名

3. 町自連研修会「防災講演会」

八王子市で発生する自然災害としては、近年、異常気象により発生している局地的な集中豪雨、土砂崩れ、竜巻などが想定され、町会・自治会で取り組む防災活動は、その災害対策が必要となってくる。また、避難所の運営では、町会・自治会未加入者の取扱いも課題となっている。

平成30年度は、共助のあり方と避難所の運営を中心に、地域での防災に対する組織力の向上を目指して「防災講演会」を開催した。

なお、開催にあたっては、八王子自主防災団体連絡協議会との連携も図ることができた。

- ・日程及び会場 平成31年1月31日(木) いちょうホール
- ・テーマ 「地域防災力向上を目指して」
- ・講師 国崎 信江氏 危機管理教育研究所 代表
 参加者 748名

4. 事業部会の開催

- (1) 平成30年 6月12日(火) ・役員研修会について
 ・町自連研修会について
 ・新年懇親会について
- (2) 平成30年 7月10日(火) ・役員研修会について
 ・町自連研修会について
- (3) 平成30年 9月 4日(火) ・役員研修会について
 ・町自連研修会について
- (4) 平成30年11月13日(火) ・新役員研修会について
- (5) 平成31年 1月 8日(火) ・新年懇親会について
 ・町自連研修会について

V. 組織部

1. 新任町会・自治会長及び役員研修会

町会等の世帯数の減少に歯止めをかけ、加入促進につなげる活動の一環として、平成23年度から行政との共催事業として始まったもので、「町会自治会の目的と役割」「町会自治会と地区連合会との関係」「町会自治会連合会の役割と活動」「町会自治会の活動運営について」を中心に進めると同時に、町会と日常的に関係ある市役所の関係所管を紹介し、町会活動に役立ててもらった。

- ・日程及び場所 平成30年6月16日（土） 市役所801・802会議室
- 参加者 151名（100団体）

2. 町会・自治会に係る財産管理に関する研修会

平成3年4月に地方自治法が改正され、町会・自治会が市長の認可を受け、法人格(地縁認可団体)を取得できるようになり、町会・自治会が財産を団体名義で登記出来るようになり、法施行後、幾度かの改正を経て運用されているが、議決権や委任状の取り扱いやその他運営上の不都合が指摘されている。

町会・自治会に係る地方自治法の取り扱いや法人格取得による財産管理等の取り扱いなどについて研修会を企画し、開催した。

- ・日程及び場所 平成30年9月1日（土） 市役所801・802会議室
- 参加者 110名

3. 加入促進について

- (1) 組織の拡大及び強化の取り組みとして、平成30年度東京都地域の底力発展事業助成を活用して、加入促進に係る資器材及び運営ハンドブックを作成するとともに、作成したのぼり旗及びポスターの掲出、チラシの配布及び前年度配布の加入促進ハンドブックを活用し、町自連加入町会により、市内全域で「加入促進キャンペーン」を実施した。

また、八王子いちよう祭りにおいて、特設ブースを開設し、加入促進活動を実施するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成活動として、昭和39年(1964年)の前回オリンピックで八王子市が自転車競技の会場となった時のパネル展示を実施した。

「加入促進キャンペーン」

- ・日程 平成30年5月8日（火）から平成31年1月16日（水）まで
- ・作成資器材 のぼり旗500本、クリアファイル10,000枚、
ポスター3,000枚、チラシ50,000枚
運営ハンドブック5,000冊

- (2) 未加入町会の地区連合会への加入働き掛けは、従来どおり定期的に「町自連だ

より」を送るとともに、「新任町会・自治会長及び役員研修会」及び「町自連研修会」などの案内を継続的に行い、情報提供に努め、加入の働き掛けを行った。

- (3) 未加入地区連合会は、松が谷、鹿島、南大沢、寺田の4連合会がある。ただし、規程に適合するのは1地区連合会のみで、その他は従来どおり既存の地区連合会に加入するか、単位町会ごとに加入してもらうよう働き掛けを行ったところである。

4. 不動産関連団体支部と相互協力

平成28年3月に、町自連との相互協力協定を締結し、連携を進めてきた。

平成30年度東京都地域の底力発展事業助成にて作成したポスターの掲出、チラシ配布による周知への協力を得るとともに、不動産関連事業者からは、町会加入の問い合わせも頻繁にあり、町会自治会等への加入促進に多大な協力をいただいている。

なお、支部が行う事業に対して、ポスター掲出等の周知活動への協力を行った。

5. 「町会・自治会加入促進ハンドブック」の活用

平成29年12月に、平成29年度東京都地域の底力発展事業助成を活用して、作成し、全町会自治会等に配付したもので、町会・自治会の組織拡大及び強化などの加入促進活動に活用した。

6. 「町会・自治会運営ハンドブック」の作成・配付

町会・自治会長の在任期間が短いことから、町会自治会運営に係る事項を行政との協働でまとめ、「町会・自治会運営ハンドブック」として、平成28年3月に作成・配布したもので、その後、「増補版」、「増補版・個人情報取扱い」の改訂を経て、平成30年12月に平成30年度東京都地域の底力発展事業助成を活用して、「町会・自治会加入促進ハンドブック（改訂版）」として、作成し、全町会・自治会に配付した。

7. 組織部会の開催

- | | | |
|-----------|-----------|-----------------------|
| (1) 平成30年 | 4月10日(火) | ・新任町会長及び役員研修会について |
| | | ・東京都地域の底力発展事業助成について |
| (2) 平成30年 | 7月 2日(月) | ・財産管理研修会について |
| (3) 平成30年 | 8月23日(木) | ・運営ハンドブック(改訂版)の発行について |
| (4) 平成30年 | 10月 2日(火) | ・加入促進キャンペーンについて |
| (5) 平成30年 | 12月 5日(水) | ・運営ハンドブック(改訂版)について |

VI. 生活安全部

1. 防災関連組織との連携

(1) 自主防災団体連絡協議会との連携

協議会副会長、監事などの役員として運営に参画するとともに、町自連と協議会との連携を図った。

- ・第1回自主防災団体連絡協議会役員会

日程及び場所 平成30年 4月18日(水) 市役所防災課会議室

- ・第2回自主防災団体連絡協議会役員会

日程及び場所 平成30年 5月31日(木) 八王子エルシィ

- ・第3回自主防災団体連絡協議会役員会

日程及び場所 平成30年 7月10日(火) 市役所防災課会議室

- ・第4回自主防災団体連絡協議会役員会

日程及び場所 平成30年 9月13日(木) 市役所防災課会議室

- ・第5回自主防災団体連絡協議会役員会

日程及び場所 平成30年12月 5日(水) 市役所防災課会議室

- ・第6回自主防災団体連絡協議会役員会

日程及び場所 平成31年 2月28日(木) 市役所防災課会議室

(2) 町自連研修会における連携

平成31年1月31日(木)に開催された町自連研修会・防災講演会において、協議会との連携により、協議会内での開催周知及び受付などの運営を行った。

2. 防犯関連組織との連携

八王子市内の3防犯協会(八王子・高尾・南大沢各防犯協会)の町自連の役員として連携し、地域での防犯活動に参加した。

振り込め詐欺など特殊詐欺発生状況を把握するとともに、年金支給日に銀行、スーパーなどで詐欺注意活動を行った。

また、広報紙「町自連だより」において、訴訟最終告知のお知らせや震災などに便乗した義援金等の詐欺への注意喚起を行った。

3. 交通安全関連組織との連携

八王子市内の3交通安全協会(八王子・高尾・南大沢各交通安全協会)の町自連の役員として連携し、地域での交通安全活動に参加した。

重大交通事故情報を把握するとともに、交通事故防止活動に参加した。

4. 各連携組織への協力

消防団員、交通指導員への新規加入の取組みへの協力を行った。

5. 生活安全部会の開催

- (1) 平成30年 6月12日(火) ・平成30年度事業計画について
- (2) 平成30年11月13日(火) ・生活安全部の体制強化について
・情報発信について

【別紙 会議資料】

1. 三役会

定例三役会 ⇒ 毎月第2火曜日の11:00から開催

2. 常任理事会

定例常任理事会 ⇒ 毎月第2火曜日の13:30から開催

平成30年4月10日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「第18回八王子古本まつり」のお知らせ・・・はちおうじ古本まつり実行委員会
- (2) 「第13回学生天国」のお知らせ・・・八王子学生委員会・大学コンソーシアム八王子
- (3) 「平成30年度市長と語る」について・・・総合経営部広聴課
- (4) 「空き家実態調査」の実施について・・・まちなみ整備部住宅政策課

2. 町会関係予算説明・・・市民活動推進部協働推進課

「平成30年度八王子市町会・自治会活動支援に係る主な予算」

- (1) 町会・自治会連合会補助金
- (2) 町会等地区連合会交流事業補助金
- (3) 町会自治会設備整備支援事業補助金
- (4) 町会等事務交付金
- (5) 公衆街路灯設置事業補助金
- (6) 公衆街路灯維持管理補助金
- (7) 集会施設整備補助金(本町1丁目町会・小門町町会・散田本町町会・館町町会・大楽寺千本木町会の各町会会館の新築予算計上)
- (8) 新規事業(31年度条例制定に向け検討会の設置、広報紙「はちおうじ」町会自治会特集6月15日号発行予定)

3. 定期総会の件

- (1) 総会の案内について・・・富貴澤事務局次長

平成30年5月27日(日)16:00～ 八王子エルシィ 懇親会・18:00～

例年より総会1時間早目に設定、総会審議時間90分確保、懇親会30分繰り上げ

総会出席の有無及び委任状は、5月6日(日)までに地区連合会長にて集約をお願いします
事務局には5月8日(火)までに提出、懇親会の出席取消しは5月21日(月)まで以後の取り消しについては会費の負担をお願いします

- (2) 平成29年度末退任町会長名簿の件(在任期間通算を含み4年以上)・富貴澤事務局次長
在任期間4年以上通算を含む退任町会長について、感謝状贈呈のため、名簿の提出を地区連合会長にて取りまとめ、4月27日(金)までに事務局必着でお願いします

- (3) 平成29年度事業報告及び30年度事業計画(案)の承認の件・・・富貴澤事務局次長
3月末までに各専門部提出の内容について追加、削除、訂正

平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画(案)の総務部、広報部、事業部、生活安全部について修正箇所の詳細説明

※第1号議案・第4号議案について常任理事会にて承認

- (4) 平成29年度決算報告・監査報告及び平成30年度予算(案)承認の件・・・前野事務局長
・平成29年度決算報告資料の読上げ詳細説明(一般会計、特別会計・現金・定期預金)
・会計監査報告・・・山崎監事

4月3日(水)、秋間会長、河西・前原会計、事務局2名立会いのもと山崎・石井・木住野監事にて会計監査を実施

事業報告および会計関係、帳簿書類の全てを監査した結果、適正に処理がされている

ことを認め監査報告といたします

・平成 30 年度予算(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長

※第 2 号議案・第 3 号議案・第 5 号議案について常任理事会にて承認

4. 平成 30 年度地区連合会長名簿作成の件・・・・・・・・・・前野事務局長

5. 専門部報告関係

(1) 総務部・・・・・・・・・・・・・・・・・・小室総務部長

3 月 13 日総務部会開催、第 16 回定期総会の役割分担・進行表の検討

時間設定、総会 16:00～17:30、懇親会 18:00～20:00

※備品整備の件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・富貴沢事務局次長

昨年 8 月→応募・10 月→選考・結果通知送付・3 月 30 日東京都より決定通知あり、

選考 27 団体に決定通知・保管場所承諾書提出依頼・契約調整・7 月納品予定

(2) 広報部・・・・・・・・・・・・・・・・・・廣元広報部長

町自連だより第 38 号の件 東南部地区特集 4 月 15 日発行

過日印刷業者との調整実施、配送料等今後の課題について検討

地区特集については、早期の取り組みの必要性があり、協力をお願いします。

(3) 事業部・・・・・・・・・・・・・・・・・・上田事業部長

2 月 21 日 町自連研修会「防災講演会」の決算収支報告

(4) 組織部・・・・・・・・・・・・・・・・・・成瀬組織部長

本日、部会を開催し新任町会長及び役員研修会等について検討

(5) 生活安全部・・・・・・・・・・・・・・・・・・生永生活安全部長

本日、報告事項は特にありません

6. 都町連報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長

(1) 都町連「常任理事会」報告・2 月 14 日(水)14:00:～

(2) 第 4 回「東京都地域活動に関する検討会」報告 3 月 7 日(水)13:15～14:20

(3) 都町連「常任理事会」報告・3 月 7 日(水)14:45～

7. 出向者報告

(1) 第 10 回八王子市行財政改革推進審議会報告・・・・・・・・・・前原会計

(2) 第 3 回 認知症高齢者ネットワーク会議報告・・・・・・・・・・田中事務局次長

(3) 第 6 回 八王子市市民参加推進審議会報告・・・・・・・・・・田中事務局次長

(4) 第 21 回 八王子市まちづくり審議会報告・・・・・・・・・・山崎監事

8. 地区連合会報告

(1) 生永横山北地区連合会長

「第 29 回長房ふれあい端午まつり」5 月 4 日・5 日開催

生活安全部より・・2 月 15 日特殊詐欺防止キャンペーン実施中、高尾警察署管内に

参加女性の機転により振り込み詐欺被害を未然に防ぐ

(2) 廣元北野地区連合会長

「美しい八王子をつくる会」より御礼と報告

清掃デーの申込締め切りが近くなりました、日程については都合の良い日に実施が

可能、届出により必要物資配布、ごみ減量対策課まで連絡してください

(4) 大澤加住地区連合会長

滝山城跡桜まつり 4 月 7 日(土)実施報告とお礼

(5) 山崎監事

宮下町まちづくり協議会について平成 29 年 9 月に結成
大澤会長より加住町宮下町まちづくりについての経過説明

9. その他

(1) 4 月 21 日(土)・安倍総理招待による「桜を観る会」

行程・7:15 (八王子市プラザホテル反対側集合・出発) 10:30 (記念撮影)・14:30 (解散)
所持品、招待状・身分証明できるもの(免許証、保険証等)
服装についてはスーツが好ましい、なお注意事項をよく読んでください

平成 30 年 5 月 8 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「八王子まつり」協力依頼の件・・・・・・・・・・八王子まつり実行委員会事務局
- (2) 「耐震お助け隊」事業周知の件・・・・・・・・・・八王子商工会議所
- (3) 「福祉まつり」周知の件・・・・・・・・・・社会福祉協議会
- (4) 「環境フェスティバル」協力の依頼の件・・・・・・・・環境フェスティバル実行委員会
- (5) 「空き家実態調査」の協力のお願い・・・・・・・・まちなみ整備部住宅政策課
- (6) 「第 3 期、地域福祉計画」の件・・・・・・・・福祉部福祉政策課

2. 定期総会の件

- (1) 平成 29 年度決算及び平成 30 年度予算(案)の件・・・・・・・・前野事務局長
先月審議いただいた決算報告書の 16 番八王子市返戻金 165,272 円の件について、市としては執行額が 800 万円を超えているため、総額で調整了解、返還不要となった決算額修正、決算報告書の八王子市返戻金 0 円、次期繰越金 764,484 円に修正、30 年度予算(案)の前年度繰越金 764,484 円、予備費 767 千円に修正

※修正された第 2 号議案、第 5 号議案について常任理事会にて承認

- (2) 役員選出の件・・・・・・・・・・前野事務局長
廣元副会長、29 年度末にて自治会長を退任、地区連合会長はあと 1 年継続となる三役については、現役の会長であることが求められるため、副会長の選出を行う廣元副会長退任に伴う後任の副会長は会長推薦となり、会長より石井監事を副会長に推薦、残任期間対応とする、なお、監事は選考委員会設置による選考となるため、総会まで時間的いとまがないため、1 名欠員で、2 名体制で実施

※第 4 号議案について常任理事会にて承認

- (3) 常任理事及び町会自治会長退任の件(資料参照)・・・・・・・・富貴澤事務局次長
平成 30 年度感謝状の贈呈、29 年度末退任会長名簿(在任期間 4 年以上)により対象会長 21 名(地区連合会長 4 名・町会自治会長 17 名)
- (4) 総会及び懇親会の進行について・・・・・・・・富貴澤事務局次長

・第 16 回定期総会

5 月 27 日(日) 16:00 開始、受付 15:30 からで、例年より 1 時間早い時間設定、議事は例年より 30 分長い 90 分の設定

・第 16 回定期総会懇親会

5 月 27 日(日) 18:00 開会で例年より 30 分早い時間設定、20:00 閉会

3. 平成 30 年度地区連合会会長名簿の件・・・・・・・・前野事務局長

- ・南部地区 小堺敏弘・緑町南町会長(退任)→ 中代英雄・上野町1丁目町会長
- ・西部第三地区 戸田弘文・追分町会長 → 田所俊二・大横町町会長
- ・東北部地区 渡辺孝夫・高倉町会長(退任) → 山田智広・宇津木インターヒル自治会長
- ・加住地区 大澤敬之・加住町会 → 内田 豊・谷野町会長
- ・恩方地区 未定・総会開催 5/12・選挙にて決定(基本1年交代)

4. 平成30年度地区交流事業の申請の件・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長

申請可能な団体 →29年度に申請予定届の提出済の団体限定・(19団体)

- ・平成30年度地区交流事業の申請受付 ※事業実施事前申請は可能です

6月～8月事業実施予定 5月31日(木)事務局必着 6月12日 常任理事会提案・決定

9月～10月 〃 6月29日(金) 〃 7月10日 〃 〃 〃

11月～3月 〃 9月28日(金) 〃 10月9日 〃 〃 〃

- ・平成31年度地区交流事業「申請予定届」受付 → 平成30年8月9日(木)必着

5. 平成30年度地域の底力発展事業助成申請の件・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

「町会・自治会等での加入促進キャンペーン事業」実施

- ・事業計画書

①加入促進活動について ②地域イベントにおける加入促進活動「郷土資料館協力によりパネルの展示 ③町会等運営ハンドブックの改訂,

- ・)収支予算書

支出対象経費の説明・収入の部、助成金収入と自己資金、合計2,047,726円

承認を頂き、5/31までに相談と申請を終了させ、7月の事業実施のため、東京都と調整

6. 平成30年度新任会長及び役員研修会の件・・・・・・・・・・前野事務局長

6月16日(土)14:00～16:30 市役所8F、801/802会議室

研修内容 ー1部・町会自治会の運営等についてハンドブックを基本に資料作成し説明

2部・町会活動に関連する行政の窓口より個々の説明

本日封筒に研修申込書(町会部数同封)配付をお願いします、未加入町会も郵送済

7. 専門部報告関係

(1) 総務部・・・・・・・・・・・・・・・・小室総務部長

- ・備品整備提供事業、申請39団体中、28団体決定

5業者に見積り提出依頼、5月7日入札、発注業者決定

6月中には業者との調整により、夏祭りに間に合うよう、納品準備中

- ・事務局より・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

備品入札結果により採択単価額が下がったため1団体追加28団体となる(泉町町会)

自治会活動賠償責任保険更新の件 → 7月1日に更新の時期をむかえます

(2) 広報部・・・・・・・・・・廣元広報部長

- ・町自連だより38号(4/15)・東南部地区特集

- ・町自連だより39号(7/15)・南部地区特集

(3) 事業部(今回、特になし)・・・・・・・・・・上田事業部長

(4) 組織部・・・・・・・・・・成瀬組織部長

- ・平成30年度新任会長及び役員研修会について

開催・6月16日(土) 場所・市役所8F、801/802会議室

- ・いちょう祭りについてはブースが2個所に増えますので協力をお願いします

- (5) 生活安全部（今回、特になし）・・・・・・・・・・・・・ 生永生活安全部長
- 8. 都町連報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 前野事務局長
常任理事会 4月11日(水)14:00～

- (1) 人事異動 東京都生活文化局・都民生活部・地域活動推進課、板橋区
- (2) 都町連定期総会・表彰式・懇親会・・・平成30年6月20日（水）
表彰候補者の推薦・八王子町会自治会連合会より5名（会長・10年以上）
- (3) 平成30年度全国自治会連合会東京大会開催について
日程、平成30年11月14日（水）・15（木）
会場、大会はメルパルク、懇親会は東京港区プリンスホテル
- (4) 「東京国際消防防災展2018」開催、5月31日～6月3日（5年に1回）

9. 出向者報告関係

- (1) 平成30年度 第8回八王子市社会福祉審議会報告・・・・・・・・・・ 田中事務局次長
- (2) 平成30年度 第1回八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会報告
・・・・・・・・・・ 田中事務局次長

10. 地区連合会報告

- (1) 前原恩方地区連合会長
・5/12 恩方地区定期総会・地域の各種団体の懇親会実施
- (2) 野崎元八地区連合会長
・横川町住宅自治会 6/1～700世帯加盟、全体で約11000世帯
- (3) 石井横山南地区連合会長
・舘ヶ丘自治会 5/26 加入、約600世帯、全体で約14,600世帯
- (4) 廣元北野地区連合会長
・町会長任期についての取組を議題に話し合う（複数任期2箇所）
- (5) 高橋由井地区連合会長
《質問》都町連よりの東電防犯カメラの件・（未決定再検討事項）
- (6) 小堺南部地区連合会長
・2町会脱会理由について（マンション管理組合法・町会会館(民家)改修費が掛るため、休会）⇒三役会にて討議し意見をまとめる
- (7) 荒井川口地区連合会長
・1自治会35世帯脱会、町会活動も高齢のため困難、対外活動の動員も不可能（地域の組織として残し継続）

11. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 富貴澤事務局次長

- (1) 10日4日 苫小牧市町内会連合会 20～30名視察のため来訪（八王子市役所）
- (2) 30年度見守り活動、防犯カメラの件の補助金申請について（問合せ・・・防犯課）
- (3) 封筒内在中（#7119）消防庁より各町会3枚、配布をお願いします
※常任理事会終了後、総務部会（2F）開催

平成30年6月12日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1). Bリーグ2部昇格お礼とボランティア活動のお願い・・・・・・・・・・ 東京八王子トレインズ
- (2). 「八王子まつり」協力依頼の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 八王子まつり実行委員会

- (3) 「八王子花火大会」の件 八王子観光コンベンション協会
 - (4) 「八王子市社会福祉協議会の会員募集協力依頼 八王子市社会福祉協議会
 - (5) 歴史文化基本構想策定と日本遺産認定申請の件 都市戦略課・文化財課
 - (6) 「広報はちおうじ」6/15号町会自治会特集の件 市民活動推進部協働推進課
 - (7) オリンピック組織委員会からのお知らせ 国際スポーツ大会推進室
2. 平成30年度新体制について 前野事務局長

- (1) 平成30年度地区連合会長名簿の件
- (2) 個人情報提供のお願い
- (3) 出向人事の件
- (4) 地区連合会の総会資料（役員名簿含む）提出のお願い
- (5) 専門部への配属について
- (6) 年間計画表について

新地区連合町会長の紹介及び挨拶

- ・南部地区 中代英雄・上野町1丁目町会長
- ・西部第三地区 田所俊二・大横町町会長
- ・東北部地区 山田智広・宇津木インターヒル自治会長
- ・加住地区 内田 豊・谷野町会長（本日代理 谷津・左入町会長）

3. 町会・自治会等の活動活性化の推進に関する条例策定検討会設置の件

市長との懇談会により町自連の位置づけに関する申入れに対し、条例制定に向け策定検討会の立上げ、策定検討会の構成は、町自連、社協、学生、学識経験者、外国人、一般公募市民の計6名、町自連推薦により小室副会長が代表で検討会に参加（三役会において承認）

4. 規程の制定と改正の件 富貴澤事務局次長

市施設に私用車駐車の場合は駐車料納入が必要（町自連、平成14年6月発足、未徴収）
ふれあい財団・社協・ボランティアセンターは、平成15年6月、市と締結を結び駐車料金を既に徴収、今回、社会福祉協議会の監査の際、町自連事務局職員の駐車利用料金が未徴収となっており、市よりの連絡を受け対処すべく規程の整備と改正を行う

(1) 八王子市の対象施設内に駐車する駐車料金の徴収に関する取り決め書

八王子市長と町自連会長との駐車場料金の徴収に関する取り決め書を締結

(2) 事務局員の通勤用自動車駐車細則

駐車場料金の徴収のため新たに職務規程に通勤用自家用車駐車細則を制定
会長が駐車場利用者よりの申請を受け許可を出し利用料金の徴収を行う、料金は八王子市の規程に基づく、非常勤の事務局長と事務局次長については臨時職員と同じ扱いとする
町自連においては八王子市と協議し本年4月に遡り徴収する

(3) 事務局員の通勤交通費細則

止むを得ず通勤用自家用車を業務運営に利用の際は、実費弁償として一定額を支給
金額については1000円程度とし、役員会で決定、規格外事項は常任理事会に図る

※常任理事会において承認

5. 地区交流事業の申請の結果報告件 前野事務局長（資料参照）

平成30年度地区連合会交流事業補助金申請及び予定表、
平成30年度申請届予告提出の19団体分、190万円確保
現在地区交流事業の7団体申請受付、若干訂正事項の修正、その他問題点無し

本日承認を受け決定通知を送付したい

平成 31 年度地区交流事業「申請予定届」受付 → 平成 30 年 8 月 9 日(木)必着

※常任理事会において承認

6. 専門部報告関係

(1) 総務部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・小室総務部長

① 定期総会報告・・・・・・総会無事終了の御礼と議事録の確認をお願いします

定期総会もお陰様でスムーズに進行、定期総会議事録、総会懇親会の収支決算書確認
広報に関して質問 3 件、事業計画及び予算に関して質問 2 件、部会にて検討
議事録は本日承認を受け、署名人 2 名の署名にて保管

② 平成 30 年度町会自治会設備整備備品の支援の件

30 年度分 28 団体への納品を 6 月 19 日(火)に実施

31 年度分は 8 月下旬に都より連絡あり次第、全町会自治会へ募集案内を出す

31 年度の募集の案内については 8 月末に東京都より連絡が入り次第、全ての町会に案内
をします、上限 20 万、過去 5 年間に支給を受けている団体は除外となります、保管場所
については承諾書が必要、規定があります要綱をご確認ください

9 月上旬に集約、選考、市に報告、市が東京都に提出、8 月末に連絡してから約 2 週間程
度の猶予しかありません町会に於いては早めの申請準備をお願いします

③ 町会自治会等掲示板設置に関する助成制度について要望書

昨年度の設備整備備品募集の際、新たな備品調査を行ったところ、机と椅子の要望のほか
掲示板の要望が多く出され、新規設置や老朽化等交換に係る費用についての大きな負担に
対し市に助成制度の創設の要望書提出する

④ 自治会活動賠償責任保険更新の件

7 月 1 日に更新の時期をむかえます、保険内容も充実、申請は 5 月 25 日より、受付 6 月
20 日正午までの期限の厳守

加入申込と保険料納入が条件、手数料の自主財源の確保のためにもよろしくをお願いします

《質問》火災保険はどうか、回覧板作成について助成金の活用は

⇒ 自治会活動保険であり火災保険は無し、回覧板について各常任理事よりアドバイスあり

(2) 広報部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・石井広報部長

① 町自連ホームページ操作説明研修会開催、地区広報担当者を選任依頼

日程、7 月 18 日(水)・19 日(木) 18:30~20:00 申込み締切日 7/10(火)

地区連合会・広報担当者報告書、必要事項を記入し Fax か郵送にて事務局に提出のこと

② 町自連だより 39 号 (7/15) ・配布に向け南部地区特集作成中

③ 町自連だより 40 号 (10/15) ・西部第一地区特集 (尾寄会長) 発行予定

(3) 事業部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・上田事業部長

役員研修会の件、日程ほか本日部会にて決定、候補地→相馬の被災地を検討中

(4) 組織部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・成瀬組織部長

新任町会長及び役員研修会の件、開催・6 月 16 日(土)、場所・市役所 801・802 会議室
集合時間は、組織部は会場準備のため 10:30、各地区連合会長は、13:00

当日の受付及び進行表とスケジュールについては資料の参照

6/8 日集約 (86 団体・132 名) 昨年に比べ参加者が少ない、各地区町会に再度参加の呼び
かけを依頼、当日参加可能、来年度より地区連合町会長の取りまとめに変更

当日の組織部以外の応援依頼に対し、河西・筋野両常任理事より協力申出あり

- (5) 生活安全部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生永生活安全部長
本日部会を開催し今年度の活動について検討、昨年からの自主防との連携は継続

7. 都町連報告・常任理事会 (5/9・6/6 2か月分)・・・・・・・・・・・・・前野事務局長

- (1) 5月度常任理事会・・・・平成30年5月9日(水)14:00～都庁第一本庁舎

① 「住宅火災報知器の交換促進依頼」・「防犯カメラの維持管理」

② 平成30年度全国自治会連合会東京大会開催について

日程、11月14日(水)13:00～20:00 ・15(木)研修会

会場、大会はメルパルク、懇親会は東京港区プリンスホテル

- (2) 6月度常任理事会・・・・平成30年6月6日(水)14:00～東京都消費生活総合センター

① 平成30年度定期総会・表彰式・懇親会 日程、6月20日(水) 10:30～

8. 出向者報告関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・報告事項につき詳細資料参照

- (1) 八王子市地域公共交通活性化協議会報告/平成30年5月9日(水)・・・・・・・・・・・・・前原会計

(2) 第11回八王子市行財政改革推進審議会報告/平成30年5月24日(木)・・・・・・・・・・・・・前原会計

(3) 第7回・八王子市市民参加推進審議会報告/30年5月14日(水)・・・・・・・・・・・・・田中事務局次長

(4) 第2回・社会福祉協議会高齢者福祉専門分科会/30年5月18日(月)・・・・・・・・・・・・・田中事務局次長

(5) 30年度第1回八王子市ごみゼロ社会推進協議会報告/5月16日(水)・・・・・・・・・・・・・山崎監事

(6) 30年度第1回保護司候補者検討会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・高橋常任理事

9. 地区連合会報告

(1) 野崎元八地区連合会長・・・・元八市民センター30周年の記念誌紹介

(2) 高橋由井地区連合会長・・・・地区連合会加入「片倉丘の上町会」200軒、24団体

(3) 前原恩方地区連合会長・・・・高齢者福祉課の活用と取組み(訪問型助け合い事業)

(4) 山崎監事・・・・・・・・・・・・・ハクビシンの被害確認。環境保全モデル地区、情報発信中

(5) 今東南部地区連合会長・・・・医療刑務所跡地の工事による小動物の活発な移動と発生

10. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長

- (1) 春日部市視察の件、10日18日(木)10:00・・・・場所については議会棟を予定

(2) 新旧役員歓送迎会開催

6月27日(水) ホテルニューグランド・18:30、出欠は20日までに事務局へ連絡ください

- (3) 30年度加盟団体表(A3用紙)新加盟と脱会記載確認(総合計加盟・356団体)

6月1日現在の世帯数は市がとりまとめ中・町会長名簿は7月の常任理事会に配布予定

- (4) 30年度町自連会費は7月の常任理事会にて請求

市に報告の事務交付金の世帯数を基本に算定し請求、納入をお願いします

- (5) ハラスメント関連事項の資料配付について

昨今大きな話題となっている問題、コミュニケーション次第で人権侵害にもなり、相手の取り方もありますので、一読ください

・確認・・・・苫小牧市・春日部市視察来訪について町自連地区連合会長全員参加で対応します

※常任理事会終了後、事業部会(2F)、生活安全部会(1F)開催

平成30年7月10日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 家庭ごみ持込の事前予約制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・戸吹クリーンセンター

- (2) 害獣駆除の取り組みについて・・・・・・・・・・環境部環境保全課
- (3) 「無料不動産相談会」「不動産公開セミナー」のお知らせ
2. 平成 30 年度町会自治会会長名簿貸与の件・・・・・・・・・・前野事務局長
 本日配付の町会自治会会長名簿については地域活動に必要とするため配付しますが、個人情報保護条例により貸与と言う形を取り、ナンバーを入れ管理します
 旧年度名簿については、個人情報でもあり事務局に返却願います（市に返却）
 本年度交代された地区連合会長については、前任の地区連合会長に確認のこと
3. 平成 30 年度役員名簿(部外秘)及び地区連合会総会資料の提出の件・・前野事務局長
 個人情報(電話・FAX・携帯・住所)を 役員間にて必要のため掲載している
 取扱いには十分注意、無断コピー・配布は禁止
 地区連合会総会資料の提出については、各地区の状況把握、地区間の情報交換に必要
4. 平成 30 年度町自連会費請求の件・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長
 本日、各地区連合会長宛に請求書配付（明細書・郵便振替用紙同封）
 8 月末までに現金（事務局）もしくは郵便振込みにて納入願います
 世帯数は、市に申請された町会自治会会長名簿記載のものを公的な世帯数と認め算定
 地区連合会長は正確な世帯数での集金、納入をお願いします
5. 地区交流事業申請結果報告・・・・・・・・・・前野事務局長
 平成 30 年度地区交流事業補助金申請及び予定表参照
 今回 30 年度申請書提出団体、提出申請書類上問題なしと認める
 東部・西部第一・浅川・由木・鏈水尾根・横山南・加住・北野の 8 地区
 ※本日の常任理事会において 8 地区異議なく常任理事会で承認される
 来年分については 8 月 9 日(木)の締め切りまでに提出をお願いします
6. 「町会等における動産・不動産の取り扱いに係る法人化についての研修会」の件
 ・・・・・・・・・・成瀬副会長
 町会自治会に係る法人化と共に動産・不動産を絡めた財産管理に関する研修会
 9 月 1 日（土）14:00～16:00 予定、市役所 801,802 会議室
 講師：萩生田衆議院議員(20 分)、総務省職員（事前提出の質問に答える）
 研修会申込みは、申込書に必要事項(質問事項も)記載し、7/31(火)までに地区連合会長に、
 地区連合会長は 8/2(木)までに事務局に提出をお願いします
7. 町会自治会の位置づけに係る条例化の件・・・・・・・・・・小室副会長
 第 1 回検討委員会が 6 月 28 日(木)に開催
 目的：八王子市町会自治会等の活動活性化推進に関する条例策定
 委員：進邦杏林大学教授を座長、副座長に小室副会長、合計 6 名で構成
 平成 31 年 4 月の条例施行を目指す
8. 専門部関係
- (1) 総務部・・・・・・・・・・小室総務部長
- ① 新旧役員歓送迎会報告 平成 30 年 6 月 27 日（水）八王子ホテルニューグランド
 新旧役員各 4 名、計 24 名出席
- ② 備品配布及び予告 30 年度分 28 団体に対し、6/19 配付完了
 31 年度分の募集は 8 月末頃案内配布、10 月上旬申請予定
- ③ 掲示板設置に関する助成制度 石森市長に対し 6 月 12 日(火)に要望書提出

④ 自治会活動賠償責任保険 今年度の加入申込み、219 団体

⑤ 市長と三役との懇談会の件 平成 30 年 7 月 20 日(金) 16:00～市役所 805 会議室

※事務局より補足説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

備品整備の件につき・6 月 19 日(火)、28 団体に全て納品完了

31 年度の事業の募集については 8 月下旬より 9 月上旬にかけて東京都から連絡があり次第、事務局より全町会宛てに通知します

申請受付、選考、市へ報告、市から都に対し 10 月上旬に要望書提出と締め切りまで短期間のため早期準備をお願いします。今回より「保管場所の承諾書」が必要
自治会賠償責任保険の加入状況は 219 団体(横山北地区の増)

(2) 広報部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・石井広報部長

① 「町自連だより第 39 号」南部地区特集 7/15 発行について 7/17 以降に配布予定

「町自連だより第 40 号」10/15 発行について地区特集は西部第一地区

② 地区広報担当者の登録をお願いします

③ HP 操作研修会実施 ⇒7 月 18 日(水)、4 団体 5 名にて実施予定

本日、常任理事会終了後、広報部会開催

(3) 事業部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・上田事業部長

① 役員研修会について

日程は、11 月 27 日(火)、28 日(水) 1 泊 2 日

「震災復興」をテーマとして、福島県相馬市を訪問、復興支援センター他を予定

② 町自連研修会について

日程は、平成 31 年 1 月 31 日(木) いちようホール

講演：防災をテーマに「災害に備えて町会は今何をすべきか」など検討中

本日、常任理事会終了後、事業部会開催

(4) 組織部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・成瀬組織部長

① 新任町会長研修会報告 6 月 16 日(土) 市役所 8 階にて

アンケート集計結果の報告

② 東京都地域の底力発展事業の件

事業助成申請により、のぼり旗、ポスター、チラシ等の作成に入る

今年度もいちよう祭り(2 日間)に協力をお願いします

※事務局より補足説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

新任町会長研修会、申込み 153 名、当日 100 団体・参加 151 名

11 月 17 日(土)、18 日(日)開催のいちよう祭りを加入促進キャンペーンと位置づけ、

例年通り町自連ブースの開設、また郷土資料館の協力により「五輪展示ブース」を開設

(5) 生活安全部・・・・・・・・・・・・・・・・・・生永生活安全部長

① 自主防災団体連絡協議会(本日午後開催)

市からの配布資料「家のブロック塀の安全」を参考にして、各地区連合会において検討し、いかに安全に推進していくかが重要

9. 都町連報告

(1) 第 5 回「東京都地域活動に関する検討会」報告・・・・・・・・・・前野事務局長

平成 30 年 7 月 4 日(水)、13:15～14:25 都消費生活総合センター

「個人情報の取り扱いについて」、事前アンケート集計結果報告

資料：「会員名簿を作るときの注意事項」

後日、9月常任理事会に個人情報リーフレットを各町会に配付予定

(2) 「常任理事会」報告・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長

平成30年7月4日(水)、14:00～ 東京都消費生活センター17階教室

平成30年度全国自治会連合会東京大会が11月14日(水)、15日(木)開催される

三役としての八王子市町自連は多くの参加者が必要となる

各地区連合会長全員の出席を求め、大会は、メルパルクホール(50～60名)、

交歓会は、東京プリンスホテル(25～30名)位が必要

10. 出向者報告

(1) 第1回ボランティア活動推進協議会報告 / 6月28日(木)・・・・・・・・今常任理事

(2) 八王子市行財政改革推進審議会(第1回臨時会)報告 / 6月15日(金)・・・・前原会計

(3) 第1回八王子市高齢者あんしん相談センター運営部会報告 / 6月15日(金)

・・・・・・・・田中事務局次長

(4) 第3回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会報告 / 6月29日(月)

・・・・・・・・田中事務局次長

(5) 個人情報審議会報告・・・・・・・・・・・・・・・・廣元常任理事

市役所内にある保育所に関し、内部に監視カメラ設置案、差し戻しに

11. 地区連合会報告

(1) 筋野西部第二地区連合会長

6月30日(土) 第五小学校と町会合同の防災訓練実施・970名参加

(2) 前原恩方地区連合会長

7月21日(土) 納涼盆踊り大会予定・中央公園・例年1000名以上来場

(3) 内田加住地区連合会長

7月7日(土) 防災訓練実施

12. その他(事務局より)

(1) 「八王子まつり」パンフに協賛者掲載、追って実行委員会より連合会長宛に案内が来る

(2) まちむら142号発行

(3) 八王子市高齢者救急医療体制広域連絡会より周知ポスター配付

(4) メダルプロジェクトより2020年オリンピック・パラリンピックのメダル材料協力依頼

特にシルバー不足への協力

(5) 事務局にて2色刷りリソグラフを導入、ご利用を

(6) 事務局夏季休業：8月13日(月)～15日(水)

8月定例会は休会

平成30年9月11日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

(1) 「第19回八王子古本まつり」後援のお願い・・・・・・・・八王子古本まつり実行委員会

(2) 「第69回夢街道駅伝競走大会」のボランティア依頼について・・・・・・・・スポーツ振興課

(3) 「防災情報メール」の登録推進に関する周知の協力依頼・・・・・・・・防災課

- (4) 八王子市屋外広告物条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・ まちなみ景観課
- (5) 文化財の保存・活用に関するワークショップの開催について・・・・・・・・ 文化財課
- (6) 「八王子市親切会」の趣旨説明と市民表彰推薦について・・・・・・・・ 協働推進課
- 2. 市長と町自連三役との懇談会報告・・・・・・・・・・・・・・・・ 小室副会長
 - ・7月20日(金)16時～17時、市役所にて開催
 - ・今回テーマは、町自連の位置づけに関する条例化の方向性、これからの100年に向けての市の考え方、掲示板設置助成制度の3点
 - ・市としては、町会自治会を最大のパートナーと位置づけ、町会自治会への加入促進を明確にし、これからの100年に向けては、継続して「緑化フェア」の推進、八王子まつりなど伝統行事に対する援助、さらに再来年五輪に向けて、スポーツ等の盛り上げ計画推進を図る。掲示板については設備支援事業補助金制度内で、予算面など検討を加え対応する
- 3. 町会・自治会の位置づけに関する条例制定検討会の報告・・・・・・・・ 小室副会長
 - ・8月の臨時三役会で出された意見を8月31日の第2回検討会で発表
 - ・今後、10月下旬に第3回検討会開催、11月政策会議、12月パブリックコメント、来年1月にパブリックコメント結果公表、2月市議会上程、4月条例交付予定
- 4. 市長・新年賀詞交歓会について・・・・・・・・・・・・・・・・ 成瀬副会長
 - ・7月30日、第一回実行委員会実務担当者会議開催、市役所にて
 - ・平成31年1月4日(金)、18時より、京王プラザホテル八王子にて予定
 - ・参加者予定350～500名、地区連合会長には全員に案内状届く
 - ・10月1日に詳細決まる予定
- 5. 役員研修会について・・・・・・・・・・・・・・・・ 上田副会長
 - ・「東日本大地震」から7年、被災地の復興状況、被災者の現状を確認し、我々が取り組む防災事業の参考とする
 - ・平成30年11月27日(火)、28日(水)、一泊二日、福島方面
 - ・今回、東京都の復興支援事業補助金を活用するため、20名以上の参加確保必要各地区1～2名の参加をよろしく
- 6. 平成30年度「東京都地域の底力発展事業助成」の件・・・・・・・・ 成瀬副会長
 - ・「町会自治会運営ハンドブック改訂版」原案提示
 - 当初版、改訂、個人情報等全てを新たに編集し直したもの
 - 8月23日の組織部会で内容をまとめ、本日提案、承認をいただきたい
 - ・加入促進事業は、のぼり旗、ポスター、チラシ、ファイルを作成中、各町会等には、10月上旬配布、取り組みに活用
 - ・加入促進キャンペーンについては、11月17日(土)、18日(日)のいちょう祭りにおける特設ブースの中で、今回は旧東京五輪自転車競技のパネル展示をし、促進に取り組む
- 7. 「平成30年7月西日本豪雨災害」義援金の報告・・・・・・・・ 富貴澤事務局次長
 - ・9月7日現在、全ての集計は、236団体、6,529,895円
 - ・「熊本地震」の時と比較すると、金額は約半分、未加入団体からの募金が増加
 - ・さらに義援金の受付を継続
 - *「北海道地震」の募金は、皆さんに意見を図り、各町会自治会の自発性に任せることに。集金された募金は事務局を通じ、市に届ける
- 8. 専門部関係

(1) 総務部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・小室総務部長

① 平成 31 年度備品整備受付状況について

- ・申請 39 団体、8,169,228 円
- ・これを抽選により、予算 450 万円内に絞り込む

※以下事務局より・・・・・・・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

- ・今後、9 月 20 日(木)の総務部会にて協働推進課と共に厳正な抽選を 10 月半ば選考結果通知、東京都に報告、来年 4 月に結果を通知、6 月末に備品貸し出し予定

② 掲示板設置助成制度要望書の件

- ・先程「市長との懇談会」にて説明、省略する

③ 平成 29 年度自治会活動賠償責任保険報告（事務局より）

- ・平成 29 年度の支払保険金は 22 件、1,407,301 円（高額支払い等大幅増）
- ・新規保険への加入については随時受付中（月末 20 日締め翌月 1 日より）

(2) 広報部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・石井広報部長

① 「町自連だより」について

- ・39 号配付、40 号は西部第一地区特集として 10/15 発行予定
- 本日会議終了後、広報部会を開催

② 地区連合会 HP 研修及び地区広報部員の登録の件

- ・地区連合会 HP 研修は 7 月 18 日、19 日にて、計 3 名実施
- ・今後は個別指導対応を図る。併せて各地区の広報部員登録見直しをお願いします

(3) 事業部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・上田事業部長

①町自連新年懇親会の件

- ・平成 31 年 1 月 12 日(土)、八王子エルシィにて開催

②町自連研修会の件

- ・平成 31 年 1 月 31 日(木)、いちょうホールにて開催
- ・防災に関し「災害に対して町会は何をすべきか」などについて講演を予定

(4) 組織部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・成瀬組織部長

① 財産管理に関する研修会の件

- ・出席者は合計で 96 団体、110 名と多数参加していただいた

(5) 生活安全部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生永生活安全部長

① 平成 30 年秋の全国交通安全運動実施要領（案）について

- 平成 30 年 9 月 21 日(金)から 9 月 30 日(日)まで 10 日間
- 平成 30 年（7 月末）現在）八王子市内の交通事故について
- 死亡 3 名と増加、バイク、ママチャリ自転車の問題多し

② 八王子市洪水ハザードマップ配布

- よく見ていただき川の上流と下流の地域で情報の共有が必要

9. 都町連報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長

- ・9 月常任理事会報告 → 常任理事の変更、秋間会長より「町自連だより」39 号配布、説明
- ・地域活動支援アドバイザー派遣追加募集について
- ・東京都に対する要望 8 項目について
- ・平成 30 年度全国自治会連合会東京大会開催概要（案）について

10. 出向者報告

*常任理事は、再度この素案を読んでいただき、何か意見あれば、10月12日(金)午前まで事務局宛にFAXを送ってください。小室副会長より市に上げます

今後の予定：10月12日(金)条例最終案の作成、その後各セクションの討議を経て、平成31年2月市議会定例会上程、4月条例施行の予定

3. 「苫小牧市町内会連合会」との意見交換会報告・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長

平成30年10月4日(木)14時20分～16時00分、市役所8階会議室

苫小牧市町内会連合会 29名、八王子市町自連、秋間会長以下 19名、協働推進課 2名
質疑応答、質問内容：民生委員選出の件、町会の条例化について、町会長の任期について、アパートなどの町会費問題、学校運営協議会との関り他

*事務局より：当日出席者には集合写真を、また欠席者には苫小牧市からの資料等を配付

4. 加入促進キャンペーンについて・・・・・・・・・・・・・・・・成瀬副会長

11月17日(土)、18日(日)開催のいちょう祭りにて加入促進キャンペーン実施

今年もご協力よろしく申し上げます

時間等詳細は後日連絡、当日はオリパラジャンパー着用のこと

*事務局より

(1) 加盟町会・自治会及び不動産業界との連携による活動

地域でののぼり旗、ポスターの掲出、チラシ、クリアファイルの配布

(2) 地域イベントにおける加入促進活動

いちょう祭りでの特設ブース他で、のぼり旗、ポスターの掲出、チラシ、クリアファイルの配布、またオリンピック関連の展示コーナー内での活動

(3) 町会等運営ハンドブックの改訂を行い、市内全町会に配布(12月予定)

加入促進活動の取り組みに活用を、また来年1月に町会長等への研修会を開催、このハンドブックを資料として町会運営の支援を行う

なお、東京都への助成事業実績報告のため、町会等で実施される掲出等の取り組み中及び取り組み後等の写真データの提供について、重ねてお願いします

また、連合会長にはクリアファイル50枚を別に用意したので活用願います

5. 平成30年度地区交流事業助成申請の件・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長

30年度申請団体は、中部地区、東北部地区、横山北地区、恩方地区の4団体であり、本日承認をいただき、決定通知を出したい → 承認される

31年度予告申請については、19団体(由木地区は休み、新規として南大沢連合協議会)

* 交流事業補助金は事業終了前の段階でも口座振替依頼書が出れば振り込みます

6. 平成30年7月西日本豪雨災害義援金の報告・・・・・・・・富貴澤事務局次長

・前回報告しました9/7現在、計232団体 6,326,472円については

9月19日(水)、秋間会長より石森市長に手渡しました

・その後10/3現在、19団体 875,121円については

10月10日以降、市福祉政策課に送付予定

・その他、八王子市持ち込み分を含め、協力団体集計は

延べ 253団体 7,455,016円となりました

なお、義援金協力団体一覧は、八王子市町自連ホームページにも載せております

* 義援金について、町自連としては終息とさせていただき、この後は市のほうへ

7. 専門部関係

(1) 総務部 小室総務部長

・備品整備選考結果報告

平成 31 年度設備整備備品提供事業申請、9 月 20 日(木)の総務部会にて協働推進課と共に厳正に抽選を行い、39 団体応募のところ 27 団体が採択された

※事務局より経過説明 富貴澤事務局次長

本日、この結果をご承認いただき、選考結果通知を応募 39 団体に送付します
今回落選となった団体については、来年も継続して申請されるよう指導願います

(2) 広報部 石井広報部長

・「町自連だより」40 号及び 41 号の件

40 号については、10/15 日以降の発行となる

41 号については、「西部第二地区特集」となり来年 1/15 日の発行予定

* 本日、常任理事会終了後、広報部会を開催します

(3) 事業部 上田事業部長

・役員研修会・町自連研修会の件

役員研修会：11 月 27 日(火)、28 日(水) 1泊2日で「震災復興」をテーマに
福島県相馬市を訪問

* 現在申込み少なく、是非とも 20 名以上の参加者集めたく(11/13 日締め切り)

町自連研修会：平成 31 年 1 月 31 日(木) いちょうホールにて

「防災」に関して昨年同様講演を実施

講師の先生には「八王子の災害の特徴・風水害について」「避難所の在り方」

「防災訓練について」「ハザードマップの活用法」など現実的な厳しい内容の
講演を要望していく

《参考》避難所について東京都の例として、学校の校庭に大きなテントの活用を
検討している(テントは赤十字より?)

(4) 組織部 成瀬組織部長

今回特になし

(5) 生活安全部 生永生活安全部長

・自主防災団体連絡協議会の件

自主防災には町自連未加入団体も多く入っており、これからは町会加入促進の面からも今後できるだけ協力関係を築いていきたい

年内、自主防主催の研修会等、また 10 月 11 日(木)八王子市民「防犯の集い」

来年 1 月 31 日(木)町自連研修会(防災に関する講演)についても出席等よろしく

8. 都町連報告 前野事務局長

(1) 10 月常任理事会報告(以下詳細資料あり)

・「児童虐待」大きく取り上げられ、この防止に関して

・2020 年国勢調査について(「マイナンバー」活用できない)

・共助社会づくりの社会貢献大賞表彰の推薦について

・都議会自民党町会自治会等振興政策研究会との意見交換会について

(2) 平成 30 年度全国自治会連合会東京大会について(事務局より、添付資料参照)

・30 年 11 月 14 日(水) 13:00~20:00

大会(1部~4部)メルパルクホール 13:00~16:50(八王子町自連 41 名)

交歓会（5部） 東京プリンスホテル 18:00～20:00（ // 28名）

- ・集合時間：現地集合で13時（時間厳守、混雑のため早めに）
 - ・席次について：大会は八王子町自連会席(エリア)指定、交歓会は町自連・個人名で指定
 - ・費用について：交通費1,260円、交歓会会費10,000円は町自連にて負担
- * 参加者の欠席については、必ず地区連合会長に連絡し、会長より事務局に報告願います
出来れば八王子エリアの空席を避けたく、欠席者の代理を是非ともよろしく

9. 出向者報告

(1) 第8回八王子市中心市街地活性化協議会報告・・・・・・・・山崎監事

- ・開催：平成30年10月2日(火)、八王子商工会議所にて
- ・議題：中心市街地活性化基本計画の一部変更、及び平成30年度事業について
《意見》八王子駅北口駅前について、何かにつけTVに映るが、屋根がなく雨や雪に多くの人が苦しんでいる姿見せられ、これは改善すべきではないか

10. 地区連合会報告

(1) 栗原由井地区連合会長（代理）

- ・高橋会長膝の手術を行い今月いっぱいお休み
- ・研修旅行実施(12町会37名) 埼玉県寄居町にある鉢形城（北条氏のつながり）訪問

(2) 野崎元八地区連合会長

- ・10月27日(土)、28日(日)、北条氏照まつり開催

(3) 尾寄西部第一地区連合会長

- ・「町自連だより」40号が「西部第一地区特集」として10/15日発行予定となっており、
「千貫神輿」「地域座談会」等を掲載

(4) 秋間元横地区連合会長

- ・第9回ふれあい交流会10月7日(日) 開催

11. その他

事務局より連絡事項・・・・・・・・富貴澤事務局次長

- ・春日部市自治会連合会来訪の件
平成30年10月18日(木)10時開会、市役所議会棟4階にて
総勢23名予定、車にて来訪、出席者9時45分集合厳守願います
- ・保険（自治会活動）に関して、「熱中症」は賠償の対象外（傷害対象で病気は駄目）
- ・観光コンベンション協会より、生涯学習フォーラムのご案内あり、チラシ、ポスターが用意、配布をよろしく
- ・新年賀詞交歓会について10/5日に実行委員会が開かれ、近く内容の詳細が決定
予定：平成31年1月4日(金)、18時予定、京王プラザホテル八王子

その他、木住野監事より

- ・「民生委員」の選出基準（町会長の承認）に関して論議される

平成30年11月13日(火)

1. 関係機関の依頼・要請事項

- (1) 「平成30年度確定申告について」・・・・・・・・八王子税務署総務課
- (2) 「口座振替促進ポスター」掲示のお願い・・・・・・・・税務部納税課
- (3) 「年末年始のごみ・資源物・し尿の収集」等について・・資源循環部ごみ減量対策課

- (4) 土地利用計画（調整区域）について・・・・・・・・・・都市計画部土地利用計画課
- (5) 町会自治会等条例案のバブコメについて・・・・・・・・・・市民活動推進部協働推進課
2. 給食センター建設及び町自連事務所移転について
- (1) 給食センター建設及び町自連事務所移転について・・・・・・・・八王子市教育委員会
 今年2月以降の進捗状況説明、先行元八王子給食センター・南大沢給食センター
 現在地に3番目として、平成31年度「(仮称)給食センター(元横山)」建設
 現在の入居団体(財団コミ振・町自連・ボラセン・シル人)の移転場所等
- (2) 町自連事務所移転について・・・・・・・・・・前野事務局長
 町会自治会事務所の移転場所、散田町2丁目の八王子市教育センター
 移転時期、平成31年3月、秋間会長より、事務局で日程調整し一度見学を実施済み
 《質問》檜原地区に給食センター建設の情報があるが計画については、社協の移転については、
 また、今計画にあたっては道路が狭い事や一方通行もあり充分考慮に入れて欲しい
 教育センターの駐車場利用については教育センターと体育館利用者の関係については
 ⇒檜原地区にて第4の候補として調整中、社協はボラセンと表記、駐車場利用については
 行事の際、体育館の利用者が停めてしまうため職員が誘導
3. 規程改正の件・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長
 浅川地区、プロミスト高尾サクラシティが町自連に加盟
 横山北地区、長房南団地建て替えに伴う移転、組織再編、当面2団体(未組織3団体)
 2件の変動ともない町会自治会の加盟数・合計355件
4. 「春日部市自治会連合会役員研修会」の報告・・・・・・・・・・前野事務局長
 平成30年10月18日(木)、春日部市(22名)町自連(18名)市役所(2名)計42名
 テーマ「加入促進」を中心に意見交換、連合会と行政との関係は協働推進課叶課長対応
 事務局より・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長
 当日出席された方には集合写真、欠席された方には当日使用の資料配付
 苫小牧市町内会連合会、役員研修会交流の記事掲載の地元新聞送付受領
 なお、北海道胆振東部地震災害の見舞金は、災害対策本部へ義援金として活用報告
5. 「新年懇親会」の件・・・・・・・・・・上田事業部長
 日程、平成31年1月12日(土)八王子エルシィ・時間17:30(受付17:00)
 各町会より一人でも多くの方のご出席をよろしく申し上げます
 町自連主催の新年懇親会について・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長
 各町会宛て、地区連合会宛て、出席名簿記入用紙3種類配付
 平成31年1月12日(土)17:30～八王子エルシィ 会費8,000円
 参加名簿提出は、地区連合会長が12/19までに集約、12/25までに事務局に報告
 キャンセルは12/28(金)まで、当日は、地区連合会長は会費を取りまとめてください
 12/28(金)以降のキャンセルは会費を納入いただきますのでご注意願います
 ※事務局年末年始のお休み、12/29(土)～1/6(日)まで
6. 専門部関係
- (1) 総務部・・・・・・・・・・小室総務部長
 ・今回報告事項なし
- (2) 広報部・・・・・・・・・・石井広報部長
- ① 町自連だより40号配布完了・西部第一地区特集

② 町自連だより 41号・西部第二地区特集

事務局より・町会だよりの記事に対する関心度の高さが感じられ事務局にも意見が寄せられ行事等日程経過したものは非常に残念であり速やかな配布をお願いしたい
《意見》川口地区・荒井会長より町自連だより美山町縄切地区会送付分重複について申出あり

(3) 事業部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・上田事業部長

① 町自連役員研修会

平成平成 30 年 11 月 27 日（火）28(水) 1泊 2 日実施

参加 24 名（集合場所・部屋割り確認）

事務局より・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長

被災地応援ツアー(3000 円助成)申請のため、身分証明の提出が必要、参加の方は、
本日免許証のコピー提出をお願いします

② 町自連研修会

「防災講演会」開催、平成 31 年 1 月 31 日(金) 14:00～講演時間 90 分

講師料 8 万円（車代込）、講師国崎信江（危機管理教育研究所）

講演内容、「地域防災力の向上を目指して」避難所問題・運営について

(4) 組織部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・成瀬組織部長

いちょう祭り 11/17(土) 11/18(日)、特設ブースにて加入促進キャンペーン実施

C会場(陵南グラウンド)、オリパラジャンパー着用

※事務局より・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

のぼり旗等写真データー提供(10 月現在・西部第二の千人町一丁目町会・1 件のみ)

実績報告に必要なので引き続きのぼり旗写真データーの提出をお願いします

のぼり旗ポールの提供、防災課・ふれあい財団・学生委員会 OBOG 会

いちょう祭り 12ヶ所の関所（代官所を含め-15ヶ所）加入促進キャンペーン実施

11/17(土) 集合 8:30・9:00～17:00・11/18(日) 集合 8:30・9:00～16:30

撤収作業 11/18(日)、16:30 速やかに撤収作業協力をお願い致します

駐車場・・・・・・・・高尾警察署駐車場（駐車許可証が必要）

(5) 生活安全部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生永生活安全部長

① 「防災グッズ・防災用具の各自用意」の薦めについて

カタログは事務局に用意があり購入予定の場合には参考にしてください

① 防犯カメラの設置について・事件や事故、放火等の抑止のために活用

設置助成金希望の町会自治会は市の防犯課に相談してください（常時受付可能）

本年度の申込み・31 年度設置希望 29 団体、東京都の予算獲得

各警察署管内・八王子署 4 件・高尾署 17 件・南大沢署 8 件

7. 都町連報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

(1) 「第 2 回東京都地域活動に関する検討会」平成 30 年 11 月 7 日(水)開催報告

(2) 都町連「常任理事会」平成 30 年 11 月 7 日(水)開催報告

(3) 全自連報告

平成 30 年度全自連東京都大会開催、平成 30 年 11/14(水)・15(木)開催

8. 出向者報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・詳細については添付資料参照

(1) 平成 30 年度第 2 回ボランティア活動推進協議会報告・・・・・・・・今常任理事

(2) 第 1 回八王子市シティプロモーション推進懇談会報告・・・・・・・・前原会計

- (3) 第9回 八王子市市民参加推進審議会報告 田中事務局次長
- (4) 平成30年度第4回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会報告 . 田中事務局次長
- (5) 第1回八王子駅周辺交通円滑化対策検討懇談会開催報告 山崎監事
交通諸問題についての意見を事務局あて FAX にて協力をお願いを致します
11/30(金)までに提出された資料をとりまとめ、2月には掲載、(32年に向けて始動)

9. 地区連合会報告

- (1) 前原恩方地区連合会長
11/25 (日) 恩方地区総合防災訓練開催、恩方地域の防災関係団体・商店街・中学校・企業等の参加
- (2) 内田加住地区連合会長
11/3(土)・11/4 (日) 加住市民センターまつり実施、東京都の地域の底力助成金を活用し、今回主催は地区連合会にて開催
- (3) 野崎元八地区連合会長
10/28(日)氏照まつり開催、盛会にて終了、協力の御礼

10. その他 前野事務局長

- (1) 東京都功労者知事表彰
今年度、北野地区連合会長 廣元 冽氏、元・東南部地区連合会長 下田氏 2名受賞
廣元冽氏受賞の挨拶
- (2) 平成30年度、防犯カメラ設置補助申請団体一覧、設置については防犯課に相談
- (3) 通学路のブロック塀等についての補助金申請について・6/18日に遡り申請適用
- (4) 西日本豪雨災害義援金
加入団体/213・未加入団体/40・その/1・合計 254 団体の協力、総額 7,484,886 円
- (5) 北海道胆振東部地区地震→呼び掛けに対し長房町会より応援の義援金協力を頂く
- (6) 市長よりの新年賀詞交換会のご案内→1/4 (土)・18:00より京王プラザホテル八王子
配布の名札に差込むために、三役と同じデザインの名刺を常任理事にも用意しました
- (7) まちむら 143号配付・30/9月発行
- (8) 年末年始の事務局休業について→12/29(土)～1/6(日)まで
31年1月8日(火) 定例常任理事会開催

平成30年12月11日(火)

1. 関係機関の依頼・要請事項

- (1) 「八王子市の犯罪発生状況について 八王子警察署生活安全課
- (2) 交通災害共済「ちょこっと共済」のポスター掲示のお願い 市民部市民生活課
- (3) 「八王子市ブランドメッセージ総選挙」への協力依頼について . . . 都市戦略部都市戦略課

2. 「町会自治会の活動活性化の推進に関する条例」パブコメについて

. 市民活動推進部協働推進課

11月19日に総務企画委員会にて報告、議員の多くは、支援について概ね賛成
一方、何故今この時期にこのような条例が必要なのか疑問が残るという意見あり
木内副市長より、今だからこそ必要との説明もあり、条例は加入促進の課題でもあり、手段であって目的ではなく地域コミュニティの重要性を再認識
条例としては、理念を延べ、具体性には努力義務とし、支援体制の位置付をしている

現在、30件ほどのパブリックコメントがあり、多くの意見を寄せて頂くことにより、条例の中に多く意見を反映させ、町会自治会活動の活性化のために、市も一緒になって頑張っていきたい

《意見》現在、寄せられているパブリックコメントのための意見の件数(20~30)に対し、市はどの様に考えているのか知りたい、またそれぞれの立場(市・町会・市民)での責任の所在を明確にして欲しい

⇒人口56万人に対し寄せられている意見が全てとは限りませんが1件でも多くの意見を頂き文言に反映させていきたいと思っています

3. 規程の一部改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長
前回、三役会の意見に基づき見直し、市の法制課と調整・案文とし報告
第1条の1・2・3の説明、第2条は各団体の構成数を外し地区連合会の名称のみとし、第3条で新たに追加

上記事項、常任理事全員一致にて承認を得る(案)については消去

4. 「町自連研修会」の件・要綱および資料参照・・・・・・・・・・上田事業部長
防災講演会「地域防災力向上を目指して」～共助のあり方、避難所の運営を中心に～
日時・・平成31年1月31日(木) 14:00~16:00 いちようホール 大ホール
講師・・危機管理教育研究所代表・危機管理対策アドバイザー 国崎信江氏

※当日の役員集合時間および役割分担、また、新年懇親会についての打ち合わせのため常任理事会終了後、事業部会を開催します

動員の流れ等については事務局より説明・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

本日各町会あて案内文書を用意、未加入についてもご案内を送付します

本日配付、案内・動員集計表・入場整理券(世帯数×0.7%) ポスター (2,400)

1/5(土)までに地区連合会長集約、1/8(火)常任理事会までに事務局あて報告

※事務局年末年始休業日 ⇒ 2018年12月29日(土)から 2019年1月6日(日)まで

《質問》参加者の電話番号の必要の是非について

《回答》当日、各会長が自分の地区の出欠確認をする時のため、住所ではなく記しているが必要がなければ割愛します、各町会長の責任に於いて掌握

会費徴収の場合と自己参加の場合では対応が異なるのでは

※最終決定については、事業部において検討していただき結果報告

5. 専門部関係

- (1) 総務部・・・・・・・・・・・・・・・・・・小室総務部長

「町会自治会の活動活性化の推進に関する条例」に対する報告

1月、パブリックコメントの結果をまとめ報告、2月には内容を組込み市議会に上程

4月に条例が施行、7月にシンポジュームの開催、今後の進捗を見守って頂きたい

- (2) 広報部・・・・・・・・・・・・・・・・・・石井広報部長

町自連だより第41号西部第二地区特集1/15発行、第42号西部第三地区特集4/15発行、

第43号由木地区特集7/15発行、第44号鍾水尾根地区特集10/15発行、

事務局より、第41号広告協賛81万円確保

- (3) 事業部・・・・・・・・・・・・・・・・・・上田事業部長

① 役員研修会

11/27(火)・11/28(水)、東日本大震災・被災地復興状況視察

事務長より、詳細について報告および決算報告書の説明

② 新年懇親会

平成 31 年 1 月 12 日(土) 八王子エルシィ 会費 8,000 円

出席者名簿の取りまとめについては、12/19(水)までに単位町会集約、

地区連合会長は、12/25(火)までに事務局に提出をお願いします

事務局より説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・富貴沢事務局次長

新年懇親会のスケジュールの確認、役員集合 16:30、受付開始 17:00 時より

17:30～17:45 組織部による運営ハンドブック改訂版(事務局で準備)の研修実施

新年懇親会は 18:00～20:00 となります

各地区連合会長は 12/28(火)キャンセルの締切日以降の申込み分の会費の徴収・納入をお願いします

(4) 組織部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・成瀬組織部長

① いちょう祭り・加入促進キャンペーン参加協力御礼

② 加入促進ハンドブック改訂版の配布について

※事務局より・・・・・・・・・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

運営ハンドブック・5000 部印刷・12/5(水)組織部員の協力により仕分作業を終了

単位町会には世帯数に応じ、DM便にて発送(12/12)、厚さに制約があり

10 部以上の町会に関しては分冊し、複数の郵送となります承知おきください

(5) 生活安全部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生永会長

防犯カメラの設置について

オリパラ終了まで東京都より防犯カメラの設置についての特別補助金制度であり

期限内の活用を進めていきたい

各町会自治会内で取組検討がなされて事と思いますが市の防犯課の説明があまり

円滑で無いため問題点があり、市民に対するスムーズな対応を所管に対し申入れ中です

設置価格や維持管理費等についても防犯課にモデルケースがあり相談に応じてくれる

《意見》維持管理経費がどれくらいかかるのか、また、負担軽減は

⇒ある程度の機種で想定すると上限 25,000 円程度で、防犯課に相談してほしい

6. 都町連及び全自連東京大会の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

(1) 平成 30 年度全国自治会連合会東京大会開催報告

平成 30 年 11 月 14 日(水)・15 日(木)、町自連より大会(港区メルパルク)秋間会長ほか

39 名、交歓会(東京プリンスホテル)秋間会長ほか 28 名

叙勲受章者紹介において秋間会長記念品の贈呈、東京消防庁音楽隊演奏、室伏広治氏講演、活動報告として墨田区・足立区・立川市

交歓会のアトラクションにて八王子車人形西川古柳座「五人三番叟」出演

次期開催地は宮崎県宮崎市

(2) 平成 30 年 12 月都町連常任理事会報告

平成 30 年 12 月 3 日(月) 15:00～16:00

平成 30 年度自治会等地縁による団体功労者総務大臣表彰(2 名)

平成 30 年度東京都地域の底力発展事業助成、プラボプロジェクトについて

東京都共助社会づくりを進めるための社会貢献大賞の推薦

平成 30 年 7 月豪雨に係る義援金の対応(全自連全体・526 万)

平成 31 年東京都町会連合会新年懇親会の開催・平成 30 年 1 月 17 日(木)

平成 31 年東京都町会連合会常任理事会開催日程

各区市町会・自治会連合会の取組み（八王子市町会自治会連合会の運営ハンドブック）

7. 出向者報告関係

(1) 第 2 回八王子市シティプロモーション懇談会報告・・・・・・・・・・前原会計

平成 30 年 11 月 26 日(月)

(2) 八王子市歴史遺産活用検討会報告・・・・・・・・・・・・・・・・尾寄常任理事

平成 30 年 8 月 29 日(水)、11 月 26 日(月)

(3) 第 2 回八王子市高齢者あんしん相談センター運営部会報告・・・・・・・・田中事務局次長

平成 30 年 11 月 30 日(金)

8. 地区連合会報告

(1) 生永副会長

11/17(土)・11/18(日)のいちょう祭りの動員数、経過報告、今後のまつりのあり方について（トイレ・駐輪場・子どもの休憩場所等課題解決を含み）

本来のまつりの目的と意義を反省会にて提言

※秋間会長よりオープンカー乗車上でのエピソード報告

(2) 廣元北野地区連合会長

11 月の北野地区の定例会の勉強会「災害時八王子の医療体制の現状についての説明」

報告・救急医療カードの必要性、救急車の台数、災害時の受入れ可能の医療施設数等について

(3) 内田加住地区連合会長

12/5 八王子交通安全功労者表彰式・1/5 八王子警察署武道始め式

(4) 荒井川口地区連合会長

・八王子消防署檜原出張所 12/19～

大横町の富士森出張所が檜原町に移転について

・圏央道トンネル点検車両の常駐場所

八王子西インター高架下 5～6 台

・都道 61 号線（美山通り）戸沢峠の土砂災害の整備工事の経過

(5) 前原恩方地区連合会長

・12/2 地域ふれあいスポーツ大会開催（約 300 名の参加）

(6) 由井地区高橋会長

・手術のため常任理事会 9・10・11 月欠席、経過説明と退院報告あり

9. その他

事務局より・・・・・・・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

(1) 1/4（金）八王子市主催の賀詞交換会について（先月配布の名刺は名札に使用）

12/13 実務者会議に成瀬副会長打合せ出席

(2) 事務局年末年始休業日について→平成 30 年 12 月 29 日(土)から翌年 1 月 6 日(月)まで

1/8(火)1 月度定例常任理事会開催

(3) ふれあい財団コミュニティ振興会の移転について

12 月末、本町の山本肉店隣接の建物

町自連についても 3 月には引越しとなりますので常任理事会及び役員会等については

逐一報告および連絡します

(4) 写真配布

11/14,全自連東京大会、11/17・11/18,いちよう祭り加入促進キャンペーン、
11/27、11/28 町自連役員研修会

(5) 事務局職員の川村幸一氏 11 月末退職

(6) カレンダー配布

八王子防犯協会、さかやツーリスト

《意見》八王子市主催の賀詞交換会関連で、各種団体の新年懇親会の合同開催について検討

平成 31 年 1 月 8 日(火)

1. 関係機関の依頼・要請事項

(1) 東京 2020 オリンピックプレイベントについて・・・・・・・・・・オリンピック組織委員会

(2) 民生・児童委員の改選に対する協力依頼について・・・・・・・・・・福祉政策課

(3) 平成 30 年度「市民フォーラム・未来を語る」への協力依頼について・・・・・・広聴課

開催日時、平成 31 年 3 月 3 日(日) 14:00～16:00 学園都市センター

2. 定期総会に向けて (定期総会開催 5 月 26 日(日))

(1) 各専門部会の事業報告及び事業計画の原案作成の件・・・・・・・・・・小室総務部長

12 月の総務部会において、資料作成分担及びスケジュールについて検討

第 1 号議案 2018 事業報告 各部対応による、第 2 号議案決算報告 会計による

第 3 号議案監査報告 監事による、第 4 号議案今回役員改選期により役員選出

第 5 号議案 2019 事業計画案 各部対応による、第 6 号議案予算案 会計による

本年役員改選期につき役員選考の議案が追加される

5 月の 10 連休等を踏まえ早目の対応を検討

1 月中に地区連合会会長の交代確認調査、2 月役員選出のための選考委員会設置

3 月会長及び監事候補の選出、4 月会長候補による副会長及び会計候補の選出

(2) 平成 31～32 年度地区連合会会長名簿作成の件・・・・・・・・・・前野事務局長

平成 29～30 年度の名簿提示

平成 31～32 年度の地区連合会会長について退任及び退任予定について、後任の地区

連合会長（内定、留任も含み）の氏名を記入欄に明記し 1 月末までに提出して

ください。役員選考の基本リストにするため早期の提出をお願いします

（樋水尾根・由井・北野地区の現状及び状況説明あり）

3. 平成 30 年度地域の底力発展事業助成の事業報告の件・・・・・・・・・・成瀬組織部長

オリンピック・パラリンピックの気運醸成活動制度を活用し、事業の運営を実施

町会自治会加入促進キャンペーン事業平成 30 年 5 月 8 日～平成 31 年 1 月 16 日、

事業規模 10,000 人、事業の概要としては地域の課題解決、オリパラ気運醸成

事業実施の日程、印刷物及び事業効果報告

4. 「町自連研修会」の件・要綱および資料参照・・・・・・・・・・上田事業部長

報告事項、懸案事項として事業部一任の名簿に電話番号が必要か記載の有無について

検討の結果、今回は受付を円滑に進めるためには従来どおりに電話番号が必要

開催日時、1 月 31 日（木）14:00 より・いちようホール・大ホール

準備のための役割分担受付開始後の役割分担等把握しスムーズな運営に協力願います

研修会の進行表（資料参照）・・・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長

- ・ 集合時間、いちょうホール楽屋 1、11:30（事前の説明）
 - ・ 楽屋の利用確認（貴重品や荷物については鍵を掛ける楽屋 2 に）
 - ・ 楽屋 3 は来賓・楽屋 5 は講師控室・スタッフルームには司会者と事務局
 - ・ 役員全員腕章を着用
 - ・ 説明後に昼食、昼食後会場の準備
- ※役割分担の名簿作成のため当日欠席の方は申し出てください（後ほど確認します）
- 山田常任理事、当日遅参の申し出あり
- 集合時間及び役割分担等詳細については進行表を良く読み把握しておいてください
- ・ 入場整理券の確認、整理券にて入場（回収後 50 枚毎に纏め入場の人数把握を行う）
 - ・ 入場整理券を忘れた場合、来場者カードの記入してもらう
 - ・ 自主防災、はがき持参（入場整理券扱いとする）
 - ・ 定員、786 名とし、オーバーした場合にはホール内ロビー、主催者控室利用
 - ・ 第一部、セレモニー（14:00 ～ 14:15）
来賓、石森八王子市長・並木自主防災会長・小野防火防災会長
 - ・ 第二部、講演会（14:15～15:45）
講師、国崎信江氏、危機管理教育研究所代表・危機管理アドバイザー、
演題「地域防災力向上を目指して」～共助のあり方、避難所の運営を中心に～
質疑応答（15:45 ～ 16:00）閉会
 - ・ 全員にて、あと片付けの後、秋間会長の挨拶にて解散
- ※本会議終了後事業部会を開催します

5. 専門部関係

(1) 総務部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・小室総務部長

① 定期総会に向けて

議題の 1 にて説明済みにつき省略

② 「町会自治会の活動活性化の推進に関する条例」に関する報告

11 月 26 日～12 月 26 日に実施されたパブリックコメントにて素案を公開
叶協働推進課長の説明によると既に 60 数件の意見が寄せられており、現在
まとめの作業中、1 月中には取りまとめ、2 月に内容を調整し議会に上程、
3 月に議会審議、4 月に条例施行予定、7 月にシンポジウム開催予定

(2) 広報部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・石井広報部長

平成 30 年度の町自連だより発行全て終了

① 町自連だより第 41 号・1/15 発行、西部第二地区特集・1/12 印刷完了、1/15 以降配布

② 町自連だより第 42 号・4/15 発行、西部第三地区特集・発行に向け準備中

※本会議終了後広報部会を 2F 会議室にて開催します

(3) 事業部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・上田事業部長

新年懇親会、1 月 12 日（土）八王子エルシィ 会費 8,000 円

出席者については昨年 97 名、今年度は 118 名、来賓を含み 154 名

各地区連合会長につきましては懇親会費の徴収をお願いします

出来る限り地区毎、同じテーブル席確保を考慮しております

新年懇親会のスケジュール説明・受付開始 17:00（役員集合 16:30）

17:30～17:45,組織部による運営ハンドブックの研修実施

実質新年懇親会は 18:00～20:00 となります

- (4) 組織部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・成瀬組織部長
新年懇親会開始前に運営ハンドブック研修会を開催
進行は約 15 分間の予定（詳細については 6 月の研修会にて説明）
運営ハンドブック、各地区町会内での管理の徹底
例、会長用・副会長用・会計用と明記し、次の役員に引き継ぐ
- (5) 生活安全部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生永生活安全部長
今回報告事項特になし

※都町連報告

今回、都町連常任理事会 1 月度休会につき報告事項なし

6. 出向者報告

- (1) 八王子市歴史遺産活用検討会・・・・・・・・・・・・・・・・・・尾寄常任理事
次回、平成 31 年 1 月 29 日(火)開催予定

7. 地区連合会報告

- (1) 今東南部地区連合会長
地区の長寿の女性 105 歳が亡くなるの記事を目にしたの感想
- (2) 河西本町地区連合会長
本町一丁目町会会館完成、平成 31 年 1 月 4 日に業者より引渡し完了
八王子市への補助金申請をこれから行う見学に関しては個別に対応
一般貸出しに関しては 1 日概ね 1000 円を想定している
- (3) 前原恩方地区連合会長
平成 31 年 2 月 9 日(土) 10:00 から NPO 法人小津倶楽部主催
「原木椎茸植菌ワークショップ」開催、市の事業に対する補助金制度活用

8. その他

事務局より・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

- (1) 地域の歴史文化ワークショップ全体会開催、2 月 2 日(土) 10:00 富士森体育館会議室
- (2) 地域の課題解決プロボノプロジェクト入門講座実施・都の助成制度活用（資料参照）
 - ① 2019 年 1 月 23 日(水)13:30～16:00 新宿NSビル 3F 3C 会議室
 - ② 2019 年 2 月 9 日(土)13:30～16:00 同上 2 日間とも内容は同じ
- (3) 1/4(金) 市主催の賀詞交歓会 (1/4) 初の開催に多くの町会長の参加を頂き（盛会）感謝と御礼

※成瀬副会長より

今回初めての試みにつきご意見等ありましたら町自連事務局まで
お聞かせください、今後の参考のため反省会にて提言させていただきます

- (4) ふれあい財団コミュニティ振興課引越(1/4～1/6)
本町肉の山本ビル隣のビル 3F に移転、1/7(月)より、通常業務に入っております
本町 2-5 ベルハンドビル 3 階 TEL 686-0611 FAX686-6211
- (5) 本日会議室出入口カウンター上にカレンダー（大判）を用意しました必要な方は、お持ち帰りください
- (6) 各町会に配布の東京都よりの「個人情報について」や「運営ハンドブック」等の取扱いに

ついて

町会での管理について役員間の引継ぎ等責任を持って大切に扱ってください

※事務局に余分な在庫もなく今後の増刷も出来ません 印等を付け管理よろしくお願ひ
します

平成 31 年 2 月 12 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 一人暮らし高齢者の実態調査についてほか・・・・・・・・・・八王子市社会福祉協議会
- (2) 2019 健康フェスタ・食育フェスタについて・・・・・・・・・・八王子市保健所健康政策課
- (3) 地域づくり推進事業について・・・・・・・・・・総合経営部経営計画第一課ほか
- (4) 親切会の表彰者推薦の事前準備について・・・・・・・・・・市民活動推進部協働推進課

2. 平成 31～32(2019～2020)年度地区連合会会長名簿作成の件・・・・・・・・・・前野事務局長

平成 31～32 年度の地区連合会会長・町会長の退任予定について説明、10 名退任
中央地区・成瀬会長「町会長」の退任削除、1 期のみ残る
西部第二地区・筋野会長「町会長」の退任削除、継続となる

3. 役員選考委員会委員の選任の件・・・・・・・・・・小室総務部長

規程に基づき、三役以外の常任理事 7 名を選任
三役会后、小室総務部長及び前野事務局長で調整、選考委員(案)を報告
市街地 3 名 今(東南部)、尾寄(西部第一)、筋野(西部第二)各常任理事
周辺部 4 名 井上(由木)、浅井(鏈水尾根)、高橋(由井)、廣元(北野)各常任理事
本人同意(欠席者除く)、承諾

4. 町自連事務所の移転について・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

移転先、八王子市教育センター 西館 2 階 特別会議室(散田町 2-37-1 教育センター内)
移転経費、1,130,000 円見積、八王子市へ補助金変更申請済み
移転作業、平成 31 年 3 月 15 日(金)午後 ～ 3 月 17 日(日)終日
業務開始、平成 31 年 3 月 18 日(月)9:00 から
TEL&FAX 番号変更、042-673-4680

《質問》駐車場は ⇒ 有、但し、体育館イベント等の場合、教育センター側と調整する

5. 親切会の表彰者推薦の事前準備について

「関係機関の要請・依頼事項」で説明済

6. 専門部報告関係

(1) 総務部・・・・・・・・・・小室総務部長

① 定期総会について

各部長が平成 30 年度報告と 31 年度計画(案)を作成
2 月 28 日迄に事務局に提出、3 月 12 日の常任理事会で提案

② 町会の位置づけ条例について

八王子市議会だより No.251(平成 30 年第 4 回定例会)において、条例に関する「一般質問・
町会・自治会」に関連記事の掲載あり
パブリックコメント実施、155 件、内訳、市の責務、町会自治会の役割、条例の目的、
市民の役割等で 100 件以上、2 月下旬に質問等に対する回答を HP で公開予定
市議会平成 31 年第 1 回定例会に上程、審議、4 月条例施行予定

③ 31年度備品整備について

8月末～9月上旬募集、10月初旬27団体450万相当選考結果通知

この度、自治総合センターより取りまとめは行政(市)でないと認めないとの通知有
各町会等の会則等提出2/6要請、2/7,8対応、2/12提出、市と対応を協議中、
状況順次報告予定

(2) 広報部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・石井広報部長

① 町自連だより第41号・1/15発行、西部第二地区特集

西八王子駅開業(誤17年、正14年)、HP修正済、次号でも訂正のお知らせ

② 町自連だより第42号・4/15発行、西部第三地区特集・田所会長対応中

(3) 事業部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・上田事業部長

① 新年懇親会

平成31年1月12日(土)18:00～ 八王子エルシィ、

本年は120名、来賓を含み153名

会長始め各地区連合会長のご尽力で出席者多数となり盛況、来賓からもお褒め頂いた
収支決算説明 収入1,234千円 支出1,193千円、差引41千円(一般会計繰入)

② 町自連研修会

平成31年1月31日(木)14:00～ いちょうホール

役割分担の計画(事前準備)が良く成功、講演の内容も評判良かった

年度後半に事業集中のため、来年度生活安全部等(講演内容次第)の担当も検討して
欲しい

参加者数等説明、参加申込780名、当日入場者数694名(89.0%)、総計748名

(4) 組織部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・成瀬組織部長

新任町会長及び役員研修会、6月15日(土)開催が決定、詳細は未定、逐次報告予定

(5) 生活安全部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生永生活安全部長

① 1月30日 火災事故発生 宇津木町会員1名、消防署員1名死亡

② 特殊(振込)詐欺、元号変更に伴うものが神奈川県で発生

7. 都町連報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長

(1) 地域の課題解決プロボノプロジェクトについて

東京都が力を入れている、

八王子では館ヶ丘自治会が活用、民間人が経験を活かして参加(7チーム、6～10名)

館ヶ丘では自治会に対する希望をアンケート(プロボノが作成)

(2) 都町連新年懇親会

平成31年1月17日(木)開催 126名参加

八王子からは秋間会長、石井副会長、前野事務局長が参加

(3) 防犯カメラ補助事業について

設置に関する町会負担12分の1、市防犯課に申請、市から都に申請

設置最優先だが、31年度より維持管理費についても対象となる予定

(予算1億2500万円)

8. 出向者報告

(1) 八王子市地域公共交通活性化協議会・・・・・・・・・・・・・・・・前原会計

平成31年1月10日(水)

- (2) 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会・・・・・・・・・・田中事務局次長
平成 31 年 1 月 18 日(金)
- (3) 八王子市市民参加推進審議会・・・・・・・・・・田中事務局次長
平成 31 年 1 月 23 日(水)
- (4) 八王子市中心市街地活性化協議会・・・・・・・・・・山崎監事
平成 31 年 2 月 4 日(火)
- (5) 八王子市民生委員推薦会・・・・・・・・・・木住野監事
1 月定例常任理事会 31 年度民生児童委員改選期 約 480 名 町会長に挨拶あり
- (6) 八王子市保護司候補者検討委員会・・・・・・・・・・高橋常任理事
平成 31 年 2 月 8 日(金)

9. 地区連合会報告

- (1) 前原恩方地区連合会長
恩方地区まちづくり懇談会 平成 31 年 2 月 23 日(土) 恩方地区町自連共催
- (2) 生永横山北地区連合会長
昨年 11 月実施の防災訓練、運営ゲーム(HUG)の紹介
(タウンニュース 1/17 号に掲載)
- (3) 佐戸浅川地区連合会長
第 40 回高尾梅郷梅まつり 平成 31 年 3 月 9 日(土)～10 日(日)
- (4) 石井横山南地区連合会長
つるし雛まつり 平成 31 年 3 月 1 日(金)～3 日(日) 横山南市民センター2 階
- (5) 筋野西部第二連合会長
千人町三・四丁目町会 どんど焼き 平成 31 年 1 月 14 日(月・祝)実施
400 名以上参加

10. その他

事務局より・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

- (1) 平成 31 年(2019 年)度常任理事会等開催日程、専門部開催日程
平成 31 年(2019 年)4 月 9 日～2020 年 3 月 10 日の第 2 火曜日
8 月休会、2 月は建国記念の日祝日のため、2/12(水)、教育センター第 3 研修室
※専門部は事業進捗により変動有
地区連合会長の交替する地区は、次期会長への引継をお願いします
行政にも連絡し、他の会議を入れないよう要請、日程の確保をお願いします
- (2) 平成 31 年 (2019 年)度町自連年間計画表
6/15 新任会長及び役員研修会、10/30,31 全自連宮崎大会、
11/26,27,28 のうち 2 日(1 泊)役員研修、1/11 新年懇親会、2/19 町自連研修会、
5/31 定期総会、1/6 八王子市賀詞交歓会ほか
- (3) 地域の課題解決プロボノプロジェクト成果報告会
平成 31 年 3 月 2 日(土) 東京ウィメンズホール 今年度は館ヶ丘自治会が活用
地域の課題解決についての東京都の補助制度、活用をお願いします
- (4) まちむら 144 号 2018 年 12 月発行 活用をお願いします

平成 31 年 3 月 12 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「純心桜まつり」周知のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・東京純心大学
- (2) 「地域の助け合い活動を広める講演会」のお知らせ
・・・・・・・・八王子市社会福祉協議会支えあい推進課
- (3) 「日赤活動資金募集」協力依頼の件・・・・・・・・八王子赤十字奉仕団・福祉政策課
- (4) 「ブランドメッセージ」周知のお願い・・・・・・・・都市戦略部都市戦略課

2. 町会の位置づけ条例について・・・・・・・・・・市民活動推進部協働推進課

パブリックコメント(平成30年11月～1ヵ月)の結果報告：65名、155件

主な意見として、市責務40件、町会・自治会役割38件、条例目的25件、その他24件

条例策定の経緯説明、今年4月施行の予定、今後は、町会未加入者への条例周知徹底、

シンポジウムの開催、町会特集号の発行による広報活動、条例に関するチラシの作成・

配布、31年度の町会に係る予算(3/27,28の議会で決定予定)は4月の定例会で説明予定

《質問》条例の表現の変わった部分⇒市の責務、負担が過重にならないように配慮する

《質問》条例制定のマスコミへの情報提供は、立川市で今年度中に成立見込みあり

《意見》八王子が最初に動いているので是非「第1号」で⇒持ち帰りして検討をしたい

3. 地域づくり推進事業(公共施設の再編)について・・・・・・・・・・前野事務局長

2/12(火)開催の常任理事会のあと、2/27(水)に会長、副会長、事務局長で木内副市長との
意見交換、箱モノの老朽化を背景として「地域づくり」として地域住民も参加して検討

していくもの、公共施設の再編成が大前提で、どういう地域でどう編成していくか、

中学校区をベースに公共施設をまとめ、総合的な「地域づくり」を進めていく、「八王子
ビジョン2022」を基本に、検討会設置及び担当の所管を別に置く(都市戦略課の中か)

4. 平成31年度地区連合会長名簿作成の件・・・・・・・・・・前野事務局長

23地区の内20地区が決定、由木/横山北/北野は3月中決定予定、決定次第連絡貰いたい

5. 定期総会について

- (1) 役員選考委員会の報告・・・・・・・・・・・・・・・・尾寄選考委員長

2/12(火)選考委員会発足、2/18(月)選考委員会開催、会長及び監事3名選考

会長、監事2名は本人了解済み、監事1名固辞、本日、会長、監事2名提案

残り監事1名について、本日常任理事会後に選考委員会開催し、候補者決定

- (2) 会則の一部改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長

会則第1条名称の所在地について、事務所移転につき変更

5/26改正、3/18に遡って施行

- (3) 平成30年度事業報告・平成31年度事業計画(案)について

定期総会における総括、各専門部の事業報告及び事業計画(案)の説明

- ① 総括・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長

・前年度と大きな変更なし、地区連合会の会長会議の開催、早急に体制を整えて、毎月又は隔月で定期的に開催して欲しい、第二に任意団体である町会等の役割が条例により明確になる

・各項目の説明、三役会及び常任理事会の開催、行政指導の各種審議会・委員会等への参画、運営組織の充実、都町連及び全自連との連携、全自連東京大会、西日本豪雨災害支援、町自連事務所移転、民生委員児童委員協議会との情報交換会、「救急医療情報カード」(防災関連の安心安全カード拡大版)の取組み

- ・事業計画は、基本的には変更なし、特に未加入の町会・団体等への働きかけ
個別項目のうち特記事項：地区連合会の活性化(都・市の助成・補助金等の活用)、広報活動を通じた周知・情報発信等による組織の拡大強化、行政と協働し IT 化推進による双方向の情報交換
- ② 総務部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・小室総務部長
 - ・事業報告は、市長と三役との定例懇談会の実施、町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例の施行、町会・自治会等掲示板設置に関する助成制度の新設、自治会活動賠償責任保険の加入促進(昨年度対比 25 団体増加)、健全財政の確立(町会等地区連合会交流事業助成の活用、自主財源の確保(町自連会費収入増、自治会活動賠償責任保険手数料収入増、広告収入)
 - ・事業計画は、昨年度同様。特記事項として町自連への加入促進・「町自連だより」の広告収入増加により自主財源の確保を図る、部会の開催
 - <補足>市補助金について、事務局体制の充実(1 名増)、「設備整備事業支援助成」町自連経由から市経由になる可能性あり
- ③ 広報部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・石井広報部長
 - ・事業報告は、「町自連だより」38 号～41 号の発行(東南部・南部・西部第一・西部第二各地区特集、発行部数 125,000 部)、ホームページの運用で操作研修会の実施、広告協賛は協賛企業の辞退により自主財源の確保に至らず
 - ・事業計画は、「町自連だより」42 号～45 号の発行(西部第三・由木・鎌水尾根・北野各地区特集)、ホームページの運用、その他の広報活動
- ④ 事業部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・上田事業部長
 - ・事業報告は、役員会研修会 11/27～28(テーマ「東日本大震災・被災地の復興状況」、場所：福島県、参加者 24 名)、新年懇親会 1/12(場所：エルシィ、参加者 156 名)、町自連研修会 1/31(テーマ「地域防災力向上を目指して」、講師：国崎信江氏 危機管理教育研究所、場所：いちょうホール、参加者 748 名)の開催
 - ・事業計画は、役員研修会 11 月 1 泊 2 日、新年懇親会 1/11、町自連研修会 2/19
- ⑤ 組織部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・成瀬組織部長
 - ・事業報告は、新任町会・自治会長および役員研修 6/16 参加者 151 名、町会・自治会に係る財産管理に関する研修会 9/1 参加者 110 名
加入促進として東京都地域の底力発展事業助成を活用し資器材・運営ハンドブックを作成、前年度配布の加入促進ハンドブックも活用し「加入促進キャンペーン」(5/8～1/16)実施、八王子いちょう祭り特設ブース開設、未加入町会の地区連合会への加入働き掛け、不動産関連団体支部との相互協力、「町会・自治会加入促進ハンドブック」の活用、「町会・自治会運営ハンドブック」の作成・配布
 - ・事業計画は、町会自治会等新任会長及び役員研修会 6/15、東京都の地域の底力発展事業助成を活用し加入促進続、部会の開催
- ⑥ 生活安全部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生永生活安全部長
 - ・事業報告は、防災関連組織(自主防災団体連絡協議会)との連携(協議会役員会参加 6 回、町自連研修会・防災講演会)・防犯関連組織(市内 23 防犯協会)との連携、交通安全関連組織(市内 3 交通安全協会)との連携、各連携組織(消防団員、交通指導員新規加入)への協力

- ・事業計画は、防災関連組織との連携(防災関係事項の検討・自主防災団体連絡協議会との連携)、防犯関係組織との連携(特殊詐欺対策の検討、防犯対策の検討)、交通安全関係組織との連携、部会の開催

《意見》「総括」にも条例化のことを触れて貰いたい

- ・誤字脱字、内容等の見直し、3/25までに事務局に連絡、各部間で連絡調整し最終案、4/9次回役員会で説明・承認を得て総会に議案として提出
- 新元号 4/1 発表、5/1 以降の元号は事務局で修正

6. 平成 30 年度地区交流事業助成の報告 前野事務局長

30 年度 19 地区で実施、18 地区報告書受取済み、残り 1 地区の報告書受領次第市に提出

7. 事務所の移転について 富貴澤事務局次長

3 月 18 日(月)より 教育センター(散田町)内 電話番号変更注意到

現事務所での業務 3 月 15 日午前まで、午後から移転作業開始

(※)4 月以降の役員会は新事務所、4 月は、開始：三役会 12:00～ 常任理事会 14:00～

8. 専門部報告関係

(1) 総務部 小室総務部長

- ・定期総会の件 総会資料作成の日程、本日部会開催し、総会当日の役割分担等について相談

(2) 広報部 石井広報部長

- ・「町自連だより」42 号(4/15 発行)、西部第三地区特集、広告掲載の内容
- 43 号(7/15 発行)、由木地区特集

(3) 事業部 上田事業部長

- ・特になし、各事業の日程の確保、地区連合会長変更地区の新連合会長への引継をよろしく願いたい

(4) 組織部 成瀬組織部長

- ・新任町会長及び役員研修会(6/15)の件 部長交替のため宜しく願いたい

(5) 生活安全部 生永生活安全部長

- ①2/28 自防連会議 東京都出前講座、②自防連役員選考委員会開催 会長異動
- ③3/23 防災・防犯のイベント(JR 八王子駅南口)

9. 都町連・都地域活動に関する検討会(3/6)報告 富貴澤事務局次長

(1)都町連常任理事会

- ①平成 31 年度東京都実施「地域防災向上支援事業」東京防災学習セミナー 300 回開催
- ②・2019 年度地域の底力発展事業助成 第 1 回相談 3/1～3/8、全 4 回
- ・2019 年度地域の課題解決プラボプロジェクト
- 地域の課題解決入門講座 4/17,5/18,6/19、支援プロジェクト 9 月中旬～2020 年 2 月下旬
- ・2019 年度地域活動支援アドバイザー派遣 35 回実施

(2)東京都地域活動に関する検討会 テーマ「防犯活動の取組みについて」

- ①町会・自治会における防犯活動
- ②防犯活動の取組について事前アンケート集計結果
- 元横山町第二町会(秋間会長)：美大生によるトンネル壁面への犬の絵の事例の報告
- 資料：「子供見守り活動事例集」、「おしえて、みまもりいぬ！」

10. 出向者報告関係

- (1) 平成 30 年度第 3 回ボランティア活動推進協議会・・・・・・・・・・今常任理事
平成 31 年 2 月 19 日(火)
- (2) 平成 30 年度第 2 回八王子市地球対策協議会・・・・・・・・・・荒井常任理事
平成 31 年 2 月 19 日(火)
- (3) 平成 30 年度第 3 回八王子市高齢者あんしん相談センター運営部会
・・・・・・・・田中事務局次長
平成 31 年 2 月 22 日(金)
- (4) 市民フォーラム・未来を語る「ブランド・メッセージ発表会&ワークショップ」
平成 31 年 3 月 3 日(日)・・・・・・・・・・前原会計
- (5) 障害者自立支援協議会・・・・・・・・・・河西会計
平成 31 年 3 月 11 日(月) 障害者雇用 努力から義務へ

※防犯灯の LED 化について：役割分担等検討中、市は、31 年度調査研究、32 年度実施の意向、意見等多数あり、行政との話し合いの前に町自連としての考えをまとめておきたい

1 1. 地区連合会報告

- (1) 内田加住地区連合会長
4 月 6 日 (土) 10:00～15:00 滝山城跡「桜まつり」31 年度地域の底力助成利用予定
- (2) 前原恩方地区連合会長
①3 月 17 日(日)10:00～14:00 さくらまつり 小田野中央公園
②農泊推進事業 国の事業で承認済み
- (3) 石井横山南地区連合会長
2 月 9 日 散田公園集会所落成式(公園内八王子初)
- (4) 木住野西部第三地区 小門町町会町会長
2 月 23 日 小門公園ホール落成式

1 2. その他・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

- (1) 親切会の件 参考：推薦事例、6 月推薦
- (2) 地域の底力発展事業助成のガイドマニュアル、事例集、各町会分配布分
- (3) 都町連 30 周年記念誌配布 26 年発行
- (4) 次回委員会 4 月 9 日 新事務所 三役会 12:00～ 常任理事会 14:00～

【第2号議案】

平成30年度 決算報告書

自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日

収入総額 25,451,716 円
支出総額 25,023,015 円
差引残高 428,701 円

収入の部

差額欄の△は予算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	決算額	差額	摘要
1	会費	2,412,000	2,416,100	4,100	23地区 120,805世帯
2	特別会費	400,000	400,000	0	役員研修会参加者負担等
3	市補助金	14,400,000	15,530,000	1,130,000	(内訳) 連合会 8,000千円⇒9,130千円(事務所移転 1,130千円増)、 地区交流 1,900千円、備品設備 4,500千円
4	その他補助金	2,000,000	2,000,000	0	東京都地域の底力発展事業助成「加入促進キャンペーン」
5	広告料	3,650,000	3,810,000	160,000	町自連だより広告 160千円増
6	保険手数料	460,000	460,000	0	自治会活動賠償責任保険取扱事務手数料
7	雑収入	50,945	68,561	17,616	地域活動検討会、懇親会等
8	定期取り崩し	0	0	0	
	小計	23,372,945	24,684,661	1,311,716	
9	前年度繰越金	767,055	767,055	0	
	合計	24,140,000	25,451,716	1,311,716	

支出の部

差額欄の△は予算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	決算額	差額	摘要
1	総会費	226,000	185,967	△ 40,033	感謝状筆耕料減ほか
2	事業費	2,100,000	2,037,107	△ 62,893	「加入促進キャンペーン」のほり旗等印刷代減ほか
3	地区交流費	1,900,000	1,900,000	0	19地区
4	研修費	1,125,000	1,144,258	19,258	
5	広報費	5,170,000	5,400,000	230,000	町自連だより配送料増ほか
6	会議費	60,000	56,290	△ 3,710	
7	通信・配送費	360,000	345,626	△ 14,374	電話・インターネット回線切り替えに伴う通信料減ほか
8	事務費	572,000	839,533	267,533	印刷機更新に伴うリース料増ほか
9	人件費	6,520,000	6,333,728	△ 186,272	事務職員退職により減
10	渉外費	350,000	420,000	70,000	
11	都町連・全自連	330,000	494,000	164,000	全自連東京大会参加増ほか
12	慶弔費	50,000	136,950	86,950	
13	役員交通費	32,000	82,760	50,760	全自連東京大会参加増ほか
14	備品設備費	4,550,000	4,504,626	△ 45,374	
15	図書・資料費	10,000	9,800	△ 200	
16	八王子市返還金	0	0	0	
17	特別定期預金	0	0	0	
18	雑費	18,000	19,322	1,322	振替手数料他
19	※事務所移転費	0	1,113,048	1,113,048	※事務所移転決定後に費用の助成を要請
	小計	23,373,000	25,023,015	1,650,015	
20	予備費	767,000	0	△ 767,000	
21	次期繰越金	0	428,701	428,701	
	合計	24,140,000	25,451,716	1,311,716	

特別会計決算書

No.	項目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘要
1	特別定期預金	1,500,000	82	0	1,500,082	みずほ銀行定期預金
2	自治会活動賠償責任保険	461,042	9,006,840	8,980,461	487,421	期中減には手数料一般会計振替460千円含む
	合計	1,961,042	9,006,922	8,980,461	1,967,503	

繰越金明細

預金 249,645 ⇒ みずほ 246,569円 郵貯 3,076円
現金 179,056
合計 428,701 円

上記のとおり決算報告します。

会長 秋間利久
会計 河西萬智朗
会計 前原教久

【第3号議案】

監査報告書

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度事業及び会計について、監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監事は、三役、常任理事及び事務局と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、三役会、常任理事会その他重要な会議に出席し、三役、常任理事及び事務局からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び会計の状況を調査しました。

上記方法により、平成30年度に係る事業報告等について検討しました。

また、会計帳簿、入・出金伝票及びこれに関する資料の調査を行い、平成30年度に係る会計処理について検討しました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告等は、事業計画に基づき、団体の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 会計関係書類の監査結果

会計帳簿、入・出伝票及びこれに関する資料については、適正に示しているものと認めます。

平成31年4月9日

監事 山崎 勲介 

監事 木住野 暢文 

【第4号議案】

会則の一部改正について

本会の事務所は、平成14年6月より元横山町を拠点として活動しておりましたが、同地に令和元年度において「(仮称)八王子市給食センター元横山」が建設されることになり、八王子市と協議を行い、散田町の教育センター内に事務所を移転したものであります。

なお、移転日との整合性を図るため、移転日に遡って施行する会則の改正を提案します。

(名 称)

第1条 本会は、八王子市町会自治会連合会（以下「本会」という）と称し、略称を町自連とし、事務所を八王子市散田町二丁目37番1号 教育センター内に置く。

付則7. 令和元年5月26日に改正し、平成31年3月18日に遡って施行する。

以上のとおり提案します。

【第5号議案の1】

役員候補者名簿

任期満了に伴う役員を選考について、会則第7条に基づき、平成31年2月12日の常任理事会において、役員選考委員会を発足させ、選考を進め、候補予定者について、3月12日及び4月9日の常任理事会に諮った結果、承認されましたので、下記のとおり提案します。

会 長	<small>あきま</small> 秋間	<small>としひさ</small> 利久	元横地区連合会長
監 事	<small>やまざき</small> 山崎	<small>くんかい</small> 勲介	西部第二地区連合会
〃	<small>なるせ</small> 成瀬	<small>よしお</small> 義雄	中央地区連合会
〃	<small>あさい</small> 浅井	<small>ゆうじ</small> 雄治	鑓水尾根協議会長

【第5号議案の2】

役員候補者名簿

任期満了に伴う役員を選考について、会則第7条に基づき、3月12日の常任理事会において、役員選考委員会から提案された会長候補者が承認されたことを受けて、会長候補者が、副会長及び会計の候補者推薦に着手し、4月9日の定例常任理事会に諮った結果、承認されましたので下記のとおり提案いたします。

副会長	<small>こむろ</small> 小室	<small>たかし</small> 崇司	中部地区連合会長
〃	<small>いしい</small> 石井	<small>しゅういち</small> 修一	横山南地区連合会長
〃	<small>あらい</small> 荒井	<small>とみお</small> 富雄	川口地区連合会長
〃	<small>おざき</small> 尾寄	<small>としお</small> 敏夫	西部第一地区連合会長
〃	<small>さど</small> 佐戸	<small>ひろし</small> 博	浅川地区連合会長
会 計	<small>かさい</small> 河西	<small>ま ち お</small> 萬智朗	本町地区連合会長
〃	<small>まえはら</small> 前原	<small>のりひさ</small> 教久	恩方地区連合会長

【第6号議案】

令和元年度 事業計画（案）

自 平成31年 4月 1日
至 令和 2年 3月31日

I. 総括

私たち「八王子市町会自治会連合会（町自連）」は、「向こう三軒両隣」「互近助（ごきんじょ）づきあい」を基本とした「助け合い」と「共助」の組織で、八王子市内の町会・自治会・管理組合を代表する組織として行政機関や関係諸団体へ「市民の声」を届けると同時に、入手した情報を町会・自治会・管理組合の組織を通じて市民に提供し利便性の向上を図る活動を展開する。

私たち「町自連」は、第一に単位町会・自治会・管理組合の自主性を尊重し、第二に地区連合会の活動を基本にして、第三に地区連合会相互の情報交換をはじめ広域にわたる問題を取り上げて、関係機関と協議し改善を図ると同時に親睦を深める活動を展開する。更に、未加入の町会自治会にも呼びかける事で組織の拡大・強化を図る。

以上の基本的立場から下記の事業に取り組むこととする。

1. 市民の声を行政に届けると同時に行政と連携を図り、協働して事業を推進し、町会自治会活動の活性化を図る。
2. 行政主導の各種審議会・委員会等にも積極的に代表を送り込み「町自連」の主張を反映するべく努める。
3. 高齢化社会へ対応し福祉活動を、関係諸団体と連携して推進する。
4. 環境対策の推進、分別収集、リサイクル活動の充実強化に協力する。
5. 交通安全・防犯・防火防災等各種団体との連携を密にして、市民生活の安全確保と生活向上、防災思想の普及強化を図る。
6. 青少年の健全育成活動を、関係諸団体と連携して推進する。
7. 地区連合会を活性化するために、東京都の「地域の底力発展事業助成」事業及び八王子市の「町会等地区連合会交流事業補助金」を活用し、地区連合会の再編成を含めた地域連携の輪を広げることに努める。
8. 「町自連」の活動を、広報活動を通じて広く周知し、併せて組織強化を図ると共に、未加入の町会・自治会・管理組合にも、積極的に情報を発信し広く加入を呼びかけて組織の拡大強化を図る。
9. 町会自治会等のIT化を行政と協働して推進し、双方向の情報交換ができるように努める。
10. 東京都町会連合会及び全国自治会連合会との情報共有に努め、課題解決に向けた連携を図る。

Ⅱ. 総務部

1. 定期総会

令和元年度定期総会を開催し、平成30年度事業報告、決算報告、監査報告、規程改正状況報告、会則一部改正、役員選出、令和元年度事業計画（案）、予算（案）の審議を行うとともに、退任町会自治会長に感謝状贈呈を行う。

・日程及び場所 令和元年5月26日（日） 八王子エルシィ

2. 市長と町自連三役との定例懇談会の実施

町会自治会等及び地区連合会・町自連が抱える広域にわたる課題や市民の直接の声を行政に届けるとともに、課題解決へ向けた行政所管との連携強化を図るため、定例となる市長との懇談会を開催し、協議を行う。

・開催時期 令和元年7月ほか

3. 自治会活動賠償責任保険の加入促進

町自連団体加入の割引率、運用面での適用範囲の広さ、保険使用後の保険料の変動抑制などのメリットを再度周知する事で加入促進を図っていくとともに、事務手数料収入の増加に努める。

4. 町会・自治会設備整備支援制度の活用

宝くじ財団の資金及び八王子市の支援制度を活用し、町会・自治会等に対して、備品提供事業を支援して、町会自治会活動の活性化を図る。

なお、要望する全ての団体に対応し切れてない現状と、要望する備品の種類が多様化している現状があるので引き続き運用面も充実させていくとともに、制度の充実を求めていく。

5. 町会・自治会掲示板設置助成制度の活用

令和元年度新設の町会・自治会掲示板設置助成制度を活用して、町会・自治会等掲示板の設置を支援して、町会・自治会活動の活性化を図る。

6. 健全財政の確立

(1) 町自連、地区連合会活性化に向けた助成金の活用

東京都地域の底力発展事業助成のオリンピック・パラリンピック気運醸成活動に繋がる事業は助成対象経費の10/10の補助率は今年度も継続となるので更に活用を図っていく。

八王子市の補助金は、「連合会運営（広報・研修・相談業務）助成」におい

て、事務局体制の充実を図るため380万円の増、「設備整備事業支援助成」については、八王子市での執行となったため皆減となり、「地区交流事業助成」の2補助金合わせて1,370万円となった。

(2) 自主財源の確保

- ① 平成30年度同様に町会自治会等及び町自連への加入促進キャンペーンを各専門部と協働し実施していく。
- ② 自治会活動賠償保険の加入促進を図り手数料収入の増加を図っていく。
- ③ ホームページのバナー広告協賛の促進を図る。
- ④ 「町自連だより」の広告協賛を地区特集などの企画で増加させることにより、製本印刷等の制作経費を確保し、町自連の負担額の圧縮に努める。
- ⑤ 各専門部及び事務局と連携して自主財源の確保の施策を更に進める。

7. 総務部会の開催

事業進捗に合わせて、開催する。

Ⅲ. 広報部

1. 広報紙「町自連だより」の発行

町自連の活動を知ってもらうため、広報誌「町自連だより」を年4回発行する。地域情報の発信及び地域との連携をより強固なものにするため、地区特集の紙面構成とし、読者にとって関心のある記事や町自連の活動の周知を図る。

(1) 発行予定

第42号（平成31.4.15発行）	西部第三地区特集	発行部数 125,000部
第43号（令和元.7.15発行）	由木地区特集	発行部数 125,000部
第44号（令和元.10.15発行）	鎌水尾根地区特集	発行部数 125,000部
第45号（令和2.1.15発行）	北野地区特集	発行部数 125,000部

(2) 事業報告及び予告の他、身近な地域情報、町会情報（地域特集）を掲載する。

(3) 広告協賛のスポンサーを募る。

2. ホームページ「町自連」の運用

(1) 町自連及び地区連合会において、事務局及び地区広報担当者により、身近な情報を速やかに発信していく。

(2) 地区広報担当者の操作研修を随時実施する。

- ・システムの運用(パスワードとデータ管理)
- ・操作説明(ページ・写真作成等)

(3) 広告協賛の募集を行い、自主財源の確保に努める。なお、広告の公共性等の

判断については、広告の取扱規程に準じて行う。

3. その他の広報活動

- (1) 町自連関連の情報について、新聞社支局等メディアへの情報提供に努める。
- (2) 広報媒体として町自連ロゴマークの活用を図る。

4. 広報部会の開催

広報紙「町自連だより」の発行に合わせ、年4回開催する。
掲載内容、掲載記事の割付、発行スケジュール等

IV. 事業部

1. 役員研修会

地区連合会の活動に活かすとともに、見聞を広めるために開催する。
令和元年度は、元号も変わり新たな時代のスタートとなることもあり、目的地を検討し、実施する。
・実施時期 令和元年11月

2. 新年懇親会

新年恒例の「町自連新年懇親会」を開催し、懇親の場を活かし交流を深める。
・日程及び会場 令和2年1月11日（土） 八王子エルシィ

3. 町自連研修会

町会にとって身近な問題や市民の関心の高い問題をテーマとして、開催する。
・日程及び会場 令和2年2月19日（水） いちようホール

4. 事業部会の開催

事業進捗に合わせて、開催する。

V. 組織部

1. 町会自治会等新任会長及び役員研修会

町会自治会等加入世帯数の減少に歯止めをかけ、また、加入促進につなげる活動の一環として、新任の町会長・自治会長・管理組合理事長及び役員を対象とした研修会を開催する。
・日程及び場所 令和元年6月15日（土） 市役所801・802会議室

2. 加入促進について

町会自治会等への加入率が減少している現実を直視し、歯止めをかける活動を展開するために、八王子市と協働で作成した「町会・自治会加入促進ハンドブック」及び「町会・自治会運営ハンドブック」を活用するとともに、2019年度東京都地域の底力発展事業助成を活用して、具体的な活動を推進する。

- (1) 単位町会・自治会の会員増加に取り組む。
「向こう三軒両隣」「互近助（ごきんじょ）づきあい」のつながりを強め、「助け合い」の組織強化を図る。
- (2) 町自連未加入の町会・自治会等に、町自連への加入を働きかける。
- (3) 町自連未加入の地区連合会に、町自連への加入を働きかける。
- (4) 東京都地域の底力発展事業助成のオリンピック・パラリンピック気運醸成活動に繋がる事業は、助成対象経費の10/10の補助率は令和元年度も継続となるので、更に活用し「加入促進キャンペーン」を実施し、広く加入を働きかけていく。

3. 不動産関連団体支部と相互協力

町自連では、平成28年3月に不動産関連団体支部と相互協力の協定を締結しており、更なる町会加入促進を進めていく。

東京都地域の底力発展事業助成にて作成した加入促進の卓上のぼり旗の掲出、チラシなどの掲示による周知の協力を得るとともに、支部が行う事業に対して協力を行う。

4. 「町会・自治会加入促進ハンドブック」の活用

平成29年12月に平成29年度東京都地域の底力発展事業助成を活用して、「町会・自治会加入促進ハンドブック（改訂版）」として、作成・配布したもので、そのハンドブックを町会・自治会加入促進活動で活用していく。

5. 「町会・自治会運営ハンドブック」の活用

町会・自治会長の在任期間が短いことから、町会自治会運営に係る事項を行政との協働でまとめ、「町会・自治会運営ハンドブック」として、平成28年3月に作成・配布したもので、その後、「増補版」、「増補版・個人情報の取扱い」の改訂を経て、平成30年12月に平成30年度東京都地域の底力発展事業助成を活用して、「町会・自治会加入促進ハンドブック（改訂版）」として、作成・配布したもので、町会・自治会運営で活用していく。

6. 組織部会の開催

事業進捗に合わせて、開催する。

VI. 生活安全部

1. 防災関係組織との連携

(1) 防災関係事項の検討

現在、行政と行っている防災関係事項の協議を進めるとともに、住民の安全・安心に関する事項の検討を行う。

(2) 自主防災団体連絡協議会との連携

協議会副会長、幹事などの役員として運営に参画するとともに、町自連と協議会との連携を図る。

2. 防犯関係組織との連携

振り込め詐欺などの被害情報の伝達、被害防止の取り組みなどの検討を行うとともに、関係組織との連携強化を行う。

3. 交通安全関係組織との連携

重大な交通事故などの情報の把握、交通事故防止の取り組みなどの検討を行うとともに、関係組織との連携強化を行う。

4. 生活安全部会の開催

事業進捗に合わせて、開催する。

【第7号議案】

令和元年度 予算(案)

自 平成31年4月 1日
至 令和 2年3月31日

収入の部

差額欄の△は前年決算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	前年決算額	前年決算比	摘要
1	会費	2,418,000	2,416,100	1,900	23地区 120,900世帯
2	特別会費	527,000	400,000	127,000	役員研修会・都町連・全自連等の個人負担分
3	市補助金	13,700,000	15,530,000	△ 1,830,000	連合会11,800千円(事務局増員 3,800千円増、事務所移転 1,130千円減)、地区交流1,900千円、設備備品(皆減 4,500千円)
4	その他補助金	2,000,000	2,000,000	0	東京都地域の底力発展事業助成 2,000千円
5	広告料	4,600,000	3,810,000	790,000	町自連だより広告協賛
6	保険手数料	480,000	460,000	20,000	平成30年度自治会活動賠償責任保険取扱事務手数料
7	雑収入	20,299	68,561	△ 48,262	
8	定期取崩し	0	0	0	
	小計	23,745,299	24,684,661	△ 939,362	
9	前年度繰越金	428,701	767,055	△ 338,354	
	合計	24,174,000	25,451,716	△ 1,277,716	

支出の部

差額欄の△は前年決算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	前年決算額	前年決算比	摘要
1	總會費	209,000	185,967	23,033	感謝状筆耕料増ほか
2	事業費	2,050,000	2,037,107	12,893	「加入促進キャンペーン」
3	地区交流費	1,900,000	1,900,000	0	19地区
4	研修費	977,000	1,144,258	△ 167,258	全自連東京大会減ほか
5	広報費	5,516,000	5,400,000	116,000	町自連だより配送料、消費税増ほか
6	会議費	77,000	56,290	20,710	
7	通信・配送費	350,000	345,626	4,374	
8	事務費	791,000	839,533	△ 48,533	コピー用紙減ほか
9	人件費	11,283,000	6,333,728	4,949,272	事務局員増員、臨時職員常勤化ほか
10	渉外費	350,000	420,000	△ 70,000	
11	都町連	384,000	494,000	△ 110,000	全自連東京大会減ほか
12	慶弔費	50,000	136,950	△ 86,950	
13	役員交通費	39,000	82,760	△ 43,760	全自連東京大会減ほか
14	備品設備費	0	4,504,626	△ 4,504,626	「町会・自治会設備整備支援補助金」八王子市での執行のため皆減
15	図書・資料費	10,000	9,800	200	
16	事務所移転費	0	1,113,048	△ 1,113,048	
17	八王子市返戻金	0	0	0	
18	定期預金	0	0	0	
19	雑費	20,000	19,322	678	
	小計	24,006,000	25,023,015	△ 1,017,015	
20	予備費	168,000	0	168,000	
21	次期繰越金		428,701	△ 428,701	
	合計	24,174,000	25,451,716	△ 1,277,716	

特別会計予算

No.	項目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘要
1	特別定期預金	1,500,082	0	0	1,500,082	みずほ定期預金
2	自治会活動保険	487,421	9,006,840	9,010,461	483,800	
	合計	1,987,503	9,006,840	9,010,461	1,983,882	

【報告事項】

規程の一部改正について（報告）

本会の運営に関わる規程の一部を下記のとおり改正したので報告します。

1. 事務局員の通勤用自動車駐車細則

- (1) 平成30年 6月12日 八王子市所有施設内に通勤する町自連職員の通勤用自動車駐車に関する規程を整備

2. 事務局員の通勤交通費細則

- (1) 平成30年 6月12日 町自連職員の通勤用自動車を業務運用に利用する場合の事項を追加

3. 地区連合会規程

- (1) 平成30年 6月12日 新規加盟脱会集計により修正
- (2) 平成30年11月13日 横山北地区連合会における長房南団地の自治会が、都営住宅の建替えにより、新設の長房南団地に移転し、新たに各号棟ごとに自治会を再編
- (3) 平成30年12月11日 地区連合会ごとの構成団体数を削除し、名称のみとし、報告事項に変更、その他町会等の文言整理

会則・規程集

令和元年5月26日現在

八王子市町会自治会連合会

八王子市町会自治会連合会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、八王子市町会自治会連合会（以下「本会」という）と称し、略称を町自連とし、事務所を八王子市元横山町一丁目29番3号に置く。

(目 的)

第2条 本会は、町会・自治会・管理組合相互の連絡及び親睦を図り、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織・運営

(構 成)

第3条 本会は、八王子市内の町会・自治会・管理組合を以て構成し、別途定める地域毎に地区連合会を設ける。

2. この会は、地区連合会長を以て運営する。

第3章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町会・自治会・管理組合の自主性確立、福祉の増進と環境浄化に努める。
- (2) 地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。
- (3) 各官公署その他各種団体と連携し協力する。
- (4) その他、本会において必要と認めた事業。

第4章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 会 計 | 2 名 |
| (4) 監 事 | 3 名 |
| (5) 常 任 理 事 | 26名以内 |
| (6) 理 事 | 若干名 |

(職 務)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 監事は、会務並びに会計を監査する。
- (5) 常任理事は、会の運営に関する事項を協議する。
- (6) 理事は、会の運営に関する事項の相談及び協議する。

(選 出)

第7条 役員の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 役員は地区連合会長及びその経験者から選任する。
- (2) 会長及び監事は、別に定める役員選考委員会規程で選考委員会を設置し、候補者の選考を行い、常任理事会に諮ったうえ総会で決定する。
- (3) 副会長及び会計は、会長が推薦し常任理事会に諮ったうえ総会で決定する。
- (4) 常任理事は地区連合会長を以て選任する。
- (5) 理事は、地区連合会長経験者から選任し、会長が推薦し常任理事会で決定する。

(専門部)

第8条 会務遂行のため必要に応じて、常任理事会の合議により別に定める専門部規程で専門部を設置することができる。

(任 期)

第9条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

2. 欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧 問)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、常任理事会において推薦し会長が委嘱する。

第5章 会 議

(会 議)

第11条 会議は、定期総会・臨時総会・常任理事会・三役会とする。

2. 会議の招集は、必要に応じて会長が招集する。但し、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長は会議を招集しなければならない。

(総 会)

第12条 総会は、町会長・自治会長・管理組合理事長(以下「町会長等」という)を以て毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

2. 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告及び事業計画の審議
 - (2) 決算及び予算の審議
 - (3) 役員の選出
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他重要と認めた事項
3. 総会の議長は、町会長等の中から選出する。
4. 総会はすべての町会長等の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の採決による。

(三役会)

第13条 三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 三役会の議長は、会長がその任にあたる。
3. 三役会は、構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(常任理事会)

第 14 条 常任理事会は、会長・副会長・会計・常任理事・理事を以て構成し、本会の運営に必要な審議をする。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 常任理事会の議長は、会長がその任にあたる。
3. 常任理事会は構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 15 条 会務遂行のため事務局を置く。

- (1) 事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。
- (2) 事務局は三役会で選任し、常任理事会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局は町会長等以外から選任することができる。
- (3) 事務局は、会議に出席し、意見を述べるすることができる。

第 7 章 会 計

(経 費)

第 16 条 本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以てこれに充てる。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

付則 1. この会則は、平成 14 年 6 月 8 日に制定し、施行する。

尚、設立年度の役員任期は 1 年とする。

2. 事務所については決定次第本文に追記できるものとする。
3. 平成 21 年 5 月 23 日に改正し、施行する。
4. 平成 24 年 5 月 27 日に改正し、施行する。
5. 平成 26 年 5 月 25 日に改正し、施行する。
6. 平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。

地区連合会規程

第1条 会則第3条による地区連合会は次のとおり区分する。

2. 地区連合会の基準は、5つの町会、自治会や管理組合（以下「町会等」という）で構成され、かつ当該町会等の世帯数計が1, 500世帯以上であるものとする。ただし、基準を満たさない場合でも三役会及び常任理事会の承認を得たときは、この限りではない。
3. 前項ただし書きの規程は、前項本文に定める基準を満たしていた地区連合会が満たさなくなった場合に準用する。なお、地区連合会は、基準に沿うよう努めるものとする。

第2条 前条に基づき次のとおり設定する。

- (1) 中部地区連合会
- (2) 東部地区連合会
- (3) 元横地区連合会
- (4) 東南部地区連合会
- (5) 中央部地区連合会
- (6) 南部地区連合会
- (7) 西部第一地区連合会
- (8) 西部第二地区連合会
- (9) 西部第三地区連合会
- (10) 本町地区連合会
- (11) 中央地区連合会
- (12) 東北部地区連合会
- (13) 浅川地区連合会
- (14) 由木地区連合会
- (15) 鑓水尾根協議会
- (16) 横山南地区連合会
- (17) 横山北地区連合会
- (18) 元八地区連合会
- (19) 恩方地区連合会
- (20) 川口地区連合会
- (21) 加住地区連合会
- (22) 由井地区連合会
- (23) 北野地区連合会

第3条 地区連合会を構成する町会等について変動が生じた場合は、三役会及び常任理事会に速やかに報告するものとする。

付則1. この規程は、平成14年6月8日に制定し、施行する。

2. 平成14年9月10日の役員会にて浅川地区の加盟承認により追記。
3. 平成16年3月新規加盟脱会集計により修正。
4. 平成17年5月新規加盟脱会集計により修正。
5. 平成18年6月新規加盟脱会集計により修正。
6. 平成19年4月10日に改正し、施行する。
7. 平成19年5月新規加盟脱会集計により修正。
8. 平成20年5月新規加盟脱会集計により修正。

9. 平成 20 年 6 月新規加盟脱会集計により修正。
10. 平成 21 年 5 月分割により修正。
11. 平成 21 年 6 月新規加盟脱会集計により修正。
12. 平成 22 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
13. 平成 23 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
14. 平成 24 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
15. 平成 25 年 5 月地区連合会再編及び新規加盟により修正。
16. 平成 26 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
17. 平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。
18. 平成 27 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
19. 平成 28 年 3 月 8 日の役員会にて鎌水尾根協議会の新規加盟承認により追記。
平成 28 年 3 月 8 日新規加盟、連合会間移動集計により修正。
20. 平成 28 年 5 月脱会集計により修正。
21. 平成 28 年 9 月 13 日の役員会にて、長房西団地連合自治会構成団体の新規加盟承認により修正。
22. 平成 29 年 6 月新規加盟脱会集計により修正。
23. 平成 30 年 6 月新規加盟脱会集計により修正。
24. 平成 30 年 11 月新規加盟、移転再編集計により修正。
25. 平成 30 年 12 月 11 日に改正し、施行する

会計規程

- 第 1 条 この規程は、会則に基づき会計処理及び会計監査について定める。
- 第 2 条 予算書の作成は事業計画を基礎にして、常任理事会で原案を作成し、総会の議決に付す。
- 第 3 条 出納事務は、すべて所定の伝票を使用しなければならない。
2. 伝票は入金伝票、出金伝票の 2 種類とする。
- 第 4 条 伝票は原則として担当者が起票し、会計の検査を得て、会長が決裁する。
2. 伝票には領収証又は請求書等の証票類を添付しなければならない。但し、交通費等での添付が困難な場合はこの限りではない。
- 第 5 条 担当者は、入金伝票に現金を添えて入金手続きを行うものとする。ただし、銀行や郵便局等による振込み入金の場合は、入金通知書を入金伝票に添付する。
- 第 6 条 担当者は、原則として決裁済みの出金伝票により出金手続きを行う。
2. 会計は必要に応じて、小口現金を常備金として事務局に手渡すことができる。
- 第 7 条 会計が行う出納事務を円滑にするため、事務局に補助業務をさせることができる。
- 第 8 条 郵便局の振替口座は、会計名義で作成し管理する。
2. 預金通帳は、会計名義で作成し管理する。
- 第 9 条 会計は、伝票に基づいて会計帳簿を作成すると共に、収支計算書を作成しなければならない。
2. 会計帳簿には、伝票番号・金額・摘要を記帳する。尚、伝票番号は年度単位の通し番号とする。
- 第 10 条 会計は、年度末に会計を締め切り、予算書と対比した決算書の原案を作成し、常任理

事に付議して決算書を作成する。

2. 会長は、定期総会前に、監事に決算書を提出し監査を受けなければならない。
3. 決算書の監査を受けた後、常任理事会で確認し定期総会の議決に付する。

第 11 条 監査は原則として年 1 回とするが、監事の判断で必要ある場合は臨時に行うことができる。

2. 監事は、監査に必要とする書類の提出を求め、又は役員より事情を聴取することができる。

第 12 条 監事は、監査の都度常任理事会に報告し、その結果を定期総会に報告しなければならない。

付則 1. この規程は、平成 15 年 4 月 1 日に制定し、施行する。

2. 平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。

分担金規程

第 1 条 会則第 16 条に基づく町会・自治会・管理組合の分担金は総会において決定する。

2. 1 世帯あたり年額 20 円とする。

第 2 条 前条の分担金の算出は、当該年度の「八王子市町会等事務交付金交付申請」の世帯割額の世帯数とする。

第 3 条 前条の分担金は、定期総会終了後地区連合会毎に、まとめて郵便振替で 8 月末日までに納入する。

付則 1. この規程は、平成 14 年 6 月 8 日に制定し、施行する。

2. 平成 16 年 5 月 11 日に改正し、5 月 30 日承認・施行する。
3. 平成 17 年 5 月 10 日に改正し、施行する
4. 平成 20 年 8 月 12 日に改正し、平成 21 年度より適用する。
5. 平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。

役員選考委員会規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、会則第 7 条第 1 項 (2) に定める、会長及び監事の選出について、地域の意思を反映させ公平且つ妥当性を確立し、候補者を選出するために設ける役員選考委員会 (以下「選考委員会」という) について定める。

(設置・解散)

第 2 条 選考委員会は総会前に設置し、総会にて役員選出後解散する。

(構 成)

第 3 条 選考委員会は、会長、副会長、会計及び監事を除く常任理事の中から選任された 7 名によって構成する。

2. 選考委員会には、委員長及び副委員長を置く。
3. 委員長は、会務を統括する。

4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があった場合はその職務を代理する。

(会 議)

第4条 選考委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2. 役員候補の選考にあたっては、委員の過半数の出席で成立し、出席者の全員一致が望ましいが、過半数の賛成を以て議決することができる。

(推 薦)

第5条 選考委員会で選任された候補者は、常任理事会に報告し常任理事会の承認を得た上で、総会に提案しなければならない。

付則1. この規程は、平成21年4月27日に制定し、施行する。

2. 平成27年5月31日に改正し、施行する。

専門部規程

(目 的)

第1条 この規程は、組織の運営を効率よく機能させるため、会則第8条に基づく専門部を設置し、役員全員が役割分担して推進することを目的とする。

(専門部)

第2条 会務を円滑に遂行するため、次の専門部を設置する。

(1) 総務部 (2) 広報部 (3) 事業部 (4) 組織部 (5) 生活安全部

(職務分掌)

第3条 各部の職務分掌は以下のとおりとする。但し、事務局は各専門部の事務局も兼ねるものとする。

(1) 総務部

広報部、事業部、組織部及び生活安全部に關わる部分を除き、総会・総会後の懇親会等、その他会務全般の運営に關わる。

(2) 広報部

広報紙「町自連だより」、回覧「広報 町自連」の発行、ホームページ「町自連」の管理運営のほか情報管理及び広報活動全般を担当する。

① 地区連合会長の下に地区広報部員を置く。

② 地区広報部員は、地区の広報担当として地区連合会長を補佐する。

③ 地区の情報は、地区連合会長を通して広報部に提供する。

(3) 事業部

研修会・懇親会等事業に關する事項を担当する。

(4) 組織部

加入促進をはじめ組織の拡大強化に關する事項を担当する。

(5) 生活安全部

防災、防犯、交通等住民の安全・安心に關する事項を担当する。

(担 当)

第4条 専門部は、活動を機動的に推進するため、常任理事及び理事を専門部に配属し、会長は全体を統括する。また、事務局は各専門部の事務局担当を補佐する。

2. 各専門部に部長及び副部長を置く。

3. 部長及び副部長は三役を以ってあて、副会長を部長に選任し、担当する部の運営にあたる。

(その他)

第5条 規格外事項については、常任理事会で協議する。

付則1. この規程は、平成21年9月8日に制定し、施行する。

2. 平成22年5月11日に改正し、施行する。
3. 平成23年6月14日に改正し、施行する。
4. 平成27年5月31日に改正し、施行する。
5. 平成27年7月14日に改正し、平成27年5月31日に遡って施行する。
6. 平成29年6月13日に改正し、施行する。

弔慰金規程

第1条 本会の町会長・自治会長・管理組合理事長及びその配偶者が次に該当するときには、見舞金あるいは香典・生花を贈ることができる。

第2条 町会長・自治会長・管理組合理事長の見舞金および弔慰金の内容は次のとおりとする。

- (1) 不慮の災害による現居住家屋の焼失又は損壊の場合は、損害の程度により常任理事会で協議の上見舞い金額を決定する。但し、緊急を要すると会長が認めたときは事後報告に代えることができる。
- (2) 死亡の場合は、1万円の香典及び生花1基。

第3条 町会長等の配偶者が死亡した時の香典は1万円とする。

第4条 連絡方法については次のとおりとする。

- (1) 当該町会・自治会・管理組合は、地区連合会長に連絡をする。
- (2) 地区連合会長は、事務局長に連絡する。
- (3) 事務局長は、会長、副会長等に連絡し指示を受ける。

付則1. この規程は、平成14年6月8日に制定し、施行する。

2. 平成19年3月13日に改正し、施行する。
3. 平成27年5月31日に改正し、施行する。
4. 平成28年3月8日に改正し、施行する。

表彰規程

第1条 本会の地区連合会長・町会長・自治会長・管理組合理事長が次の表彰基準に該当するときには、常任理事会の決定に基づき表彰することができる。

第2条 表彰の基準は次のとおりとする。

- (1) 地区連合会長・町会長・自治会長・管理組合理事長を継続して4年以上努め退任した者。
- (2) 町会長・自治会長・管理組合理事長を通算して4年以上努め退任した者で地区連合会長が推薦する者。
- (3) 地区連合会長を通算して4年以上努め退任した者

(4) 本会の運営に特に功労のあった者。

第3条 表彰の内容は次のとおりとする。

(1) 感謝状及び記念品を贈呈する。

第4条 連絡方法については次のとおりとする。

(1) 当該町会・自治会・管理組合は、年度末までに就任・退任年月日を明示し、地区連合会長に報告する。

(2) 地区連合会長は、年度始めの会長名簿提出時に会長に報告する。

(3) 会長は、年度始めの常任理事会に名簿を提出し、表彰の承認を受けるものとする。

第5条 表彰は、原則として定期総会に行うものとする。

付則1. この規程は、平成15年4月1日に制定し、施行する。

2. 平成27年5月31日に改正し、平成27年4月1日に遡って施行する。

3. 平成27年7月14日に改正し、平成27年4月1日に遡って施行する。

なお、平成28年度以降の対象については、八王子市町会自治会連合会発足以降とする。

事務局員職務規程

(総 則)

第1条 この規程は、会則第15条に基づき事務局について定める。

(事務局)

第2条 事務局には、事務局長、事務局次長及び事務局員を置くことができる。

(事務局長)

第3条 事務局長は、会則第15条に基づき三役会で選任し、常任理事会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局長は町会長・自治会長以外から選任することができる。

2. 事務局長は、会長の指示により事務一切をつかさどる。

3. 事務局長は、原則ボランティア活動とするが、実費弁償として一定額を支給する。その金額については、三役会で検討し役員会で決定する。尚、通勤交通費は別に定める細則に基づき支給する。

(事務局次長)

第4条 事務局次長は、会則第15条に基づき三役会で選任し、常任理事会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局次長は町会長・自治会長以外から選任することができる。

2. 事務局次長は、事務局長の指示により事務を行う。

3. 常勤の事務局次長は、雇用契約書(別紙様式)を取り交わし双方が各一部保管する。その給料については、三役会で検討し常任理事会で決定する。尚、通勤交通費は別に定める細則に基づき支給する。

4. 非常勤の事務局次長は、ボランティア活動とするが、実費弁償として一定額を支給する。その金額については、三役会で検討し常任理事会で決定する。

(事務局員)

第5条 事務局員を雇用するときは、会長が行う書類審査と面接結果に基づき三役会で検討・決定し常任理事会に報告する。

2. 採用が決定した者は、雇用契約書(別紙様式)を取り交わし双方が各一部保管する。

3. 勤務は、月曜日から金曜日の9時～12時、13時～16時とし、2人制1人勤務とする。但し、国民の祝日及び年末年始は休日とする。尚、三役会・常任理事会・部会にも

出席するものとする。

4. 会が行う事業・行事にはボランティア活動となるが、出席するものとし実費費用は会の負担とする。
5. 部会等に出席した場合は、実費弁償として一定額を支給する。その額は、別途三役会で検討し常任理事会で決定する。
6. 賃金は、三役会で検討し常任理事会で決定する。毎月月末締めで翌月15日に支払うものとする。尚、通勤交通費は別に定める細則に基き支給する。

(雇用期間)

第6条 常勤の事務局次長及び事務局員の雇用期間は、一年を超えない範囲としその終期は3月31日とする。尚、会長が必要と認めるときは、雇用期間を更新することができる。

(勤 務)

第7条 事務局員は、八王子市町会自治会事務所に勤務し、会長及び事務局長の指示により誠実に事務局の職務を遂行する。

2. 八王子市町会自治会連合会(以下「本会」という)の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと。
3. 本会、関係機関等の機密を他に漏らさないこと。
4. 職務を遂行するにあたって、知り得た個人情報等の漏洩防止のために、次に挙げる事項について遵守しなければならない。
 - (1) 知り得た情報を第三者に漏らしたり、私的に利用してはならない。退職後も同様とする。
 - (2) パソコン等から取得できる個人情報等については、コピー、プリントアウト、その他複製及び他のパソコンやネットワークにデータ送信等をしてはならない。

(臨時事務局員)

第8条 職務の都合上、会長が三役会に諮り臨時の事務局員を置くことができる。この場合、業務一回当り実費弁償として実費を支払うものとする。その額は別途三役会で検討し常任理事会で決定する。

(その他)

第9条 規格外事項については、常任理事会で協議する。

- 付則1. この規程は、平成18年9月12日に制定し、平成18年7月1日に遡って施行する。
2. 平成19年7月10日に改正し、平成19年4月1日に遡って施行する。
 3. 平成20年4月8日に改正し、平成20年4月1日に遡って施行する。
 4. 平成24年4月10日に改正し、平成24年4月1日に遡って施行する。
 5. 平成27年5月31日に改正し、平成27年4月1日に遡って施行する。

事務局員の通勤交通費細則

(総 則)

第1条 この細則は、事務局員職務規程の第3条3項、第4条3項及び第5条6項に基づく通勤交通費について定める。

(通勤交通費)

第2条 通勤交通費は、賃金の支払い時に併せて支払うものとする。

(通勤交通費算出基準)

第3条 通勤交通費の対象は、片道2km以上とし、算出基準は下記のとおりとする。

1. 公共交通機関を利用する場合は合理的かつ最小限の実費を支給する。
2. 自転車の場合は、月額2,000円とする。
3. 原付自転車、二輪自動車及び自家用自動車の場合は下記のとおりとする。
 - (1) 2～3km ⇒ 月額 2,000円
 - (2) 3～6km ⇒ 月額 3,000円
 - (3) 6～9km ⇒ 月額 4,500円
 - (4) 9～12km ⇒ 月額 6,000円
 - (5) 12～15km ⇒ 月額 7,500円
 - (6) 15～18km ⇒ 月額 8,900円
 - (7) 18～21km以上 ⇒ 月額 10,400円

(業務利用)

第4条 通勤に使用している自家用自動車を止むを得ず業務運営に利用する場合は、実費弁償として一定額を通勤交通費に加算して支給する。その金額については、三役会で検討し役員会で決定する。

(その他)

第5条 規格外事項については、常任理事会で協議する。

付則1. この細則は、平成21年7月14日に制定し、平成21年4月1日に遡って施行する。

2. 平成27年5月31日に改正し、平成27年4月1日に遡って施行する。

3. 平成30年6月12日に改正し、平成30年4月1日に遡って施行する。

事務局員の通勤用自動車駐車細則

(総則)

第1条 この細則は、八王子市が所有又は占有する施設内に所在する八王子市町会自治会連合会（以下「町自連」という。）の事務所に通勤し、町自連の業務に従事する者（以下「事務局員」という。）が当該施設内に通勤に用いる自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に定める普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。））を駐車することに関して必要な事項を定める。

(駐車可能施設)

第2条 事務局員が通勤のために自動車を駐車することができる施設は、当該施設に係る業務に支障を生じないものと八王子市が認める施設（以下「市施設」という。）とする。

(駐車利用対象者)

第3条 市施設内に通勤のため自動車を駐車することができる者は、町自連の事務局員で、次条に定める申請書を提出した者とする。

(駐車利用申請)

第4条 事務局員は、市施設内に通勤のため自動車を使用し、市施設に駐車するときは、事前に市施設内駐車利用申請書（第1号様式）を八王子市町会自治会連合会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(駐車利用承認)

第5条 会長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、市施設内駐車利用承認書（第2号様式）を申請者に交付する。

(駐車条件)

第6条 前条の規定により駐車承認を受けた事務局員は、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 市施設を利用する一般市民の駐車に支障が生じないように駐車すること。
- (2) 駐車にあたっては、施設管理者の指示に従うこと。
- (3) 市施設内においては、歩行者等に注意し、徐行すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設管理者が行う駐車制限に従うこと。

(駐車料金)

第7条 駐車利用の承認を受け、駐車利用する事務局員は、駐車料金を支払わなければならない。

2. 駐車料金は月額とし、通勤の実情に応じ別表1に定める金額とする。
3. 会長が定める減額基準別表2の通勤距離による減額を受ける場合、事務局員は市施設内駐車減額申請書(第2号様式の2)を会長に提出しなければならない。

(駐車料金の支払方法)

第8条 駐車の承認を受け、駐車利用する事務局員は、当該月の駐車料を当該月の末日までに会長に支払わなければならない。

2. 既納の駐車料は、還付しない。ただし、会長は特別の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

(駐車利用の中止・変更の申請)

第9条 駐車利用の承認を受けた事務局員は、当該駐車利用を中止し、又は変更をしようとするときは、市施設内駐車利用(中止・変更)申請書(第3号様式)により、会長に申請しなければならない。

2. 会長は、前項の規定による申請が、適当であると認めるときは、市施設内駐車利用(中止・変更)通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(駐車利用の承認取消)

第10条 会長は、駐車の承認を受けた事務局員が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を失ったとき。
 - (2) 第6条に規定する駐車条件に違反したとき。
 - (3) 第7条に規定する駐車料金の納付を1か月以上滞納したとき。
 - (4) その他施設管理者が承認の取消しを必要と認めるとき。
2. 会長は、前項の規定により駐車利用の承認を取り消したときは、当該市施設内駐車利用承認取消通知書(第5号様式)により、駐車利用者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この細則に定めるもののほか、駐車に必要な事項は、常任理事会で協議する。

付則1. この細則は、平成30年6月12日に制定し、平成30年4月1日に遡って施行する。

広告の取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、八王子市町会自治会連合会が作成する広報紙・ホームページ等に掲載する広告の取扱について定め、併せて町会自治会活動に必要で適正な情報の提供に資すると

ともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象物)

第2条 会員への情報提供に資する印刷物及び電子情報等は、広告掲載に努めるものとする。
但し、常任理事会が広告掲載を妥当でないとするものは、広告掲載の対象から除外する。

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、地区連合会及び町会・自治会・管理組合等の活動を支援するためのものであって、その範囲は次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 印刷物等の公共性・中立性及び品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 政治・宗教・個人の宣伝に係わるもの。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの。
- (4) その他、常任理事会が掲載する広告として妥当でないとしたもの。

(広告の掲載順序)

第4条 掲載する広告の種類及び掲載の順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの。
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業。
- (3) (1) 及び (2) に掲げる以外の私企業及び自営業。
- (4) その他、掲載する広告として妥当と常任理事会で認めるもの。

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、原則として次のとおりとする。

- (1) 「町自連だより」は、一面を除いて広報部が指定する位置。
- (2) ホームページは、広報部が指定する位置。
- (3) その他、常任理事会が指定する位置。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、印刷物等の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等も勘案し広報部で決定するものとする。

(掲載希望者の募集)

第7条 広報紙及びホームページ等により広告掲載希望者を公募するものとする。

2. 前項に係わらず、第4条に定める団体に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第8条 広告を掲載しようとするものは、広告掲載申込書(別紙様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、会長に申込みものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 会長は、前条の申込書を受理したときは、広報部に諮り第3条に基づく掲載の可否を決定する。尚、掲載枠を超える応募があった場合は抽選とする。

2. 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知(別紙様式)するものとする。
3. 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という)は、速やかに広告の版下原稿を提出すること。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定通知後指定する期日までに、一括納入するものとする。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2. 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 会長は、印刷物等の編集・発行上支障があるとき又は指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、もしくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還する。

(その他)

第14条 規格外事項については、常任理事会で協議する。

付則1. この規程は、平成18年10月10日に制定し、施行する。

2. 平成19年7月10日に改正し、平成19年4月1日に遡って施行する。

3. 平成27年5月31日に改正し、施行する。

ホームページの管理規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、八王子市町会自治会連合会ホームページ(町自連=ちょうじれん)・地区連合会ホームページの作成及び更新のほか、地区連合会及び町会・自治会・管理組合のホームページをリンクする場合等について定める。

(目 的)

第2条 ホームページは、八王子市町会自治会連合会の常任理事会が設置した広報部の責任の下に、傘下の町会・自治会・管理組合をはじめ八王子市民に対して、人々の交流・親睦をはじめ安全・福祉・健康等更なる増進強化を図り、町会自治会活動の活性化を図るための情報発信のツールとして活用することを目的とする。

(広報部の権限)

第3条 広報部では、ホームページに掲載する内容が、前条の目的に沿うものであることの確認を行い、目的を逸脱し公序良俗に反すると判断した場合は、掲載しないものとする。

(責 務)

第4条 運用に際しては、会長もしくは地区連合会長は、ホームページに掲載する内容について、広報部員との情報共有を図り、情報の精査及び情報の適正な管理を行うものとする。

(運 用)

第5条 広報部員は、ホームページの更新等にあたっては、付与されたパスワードを使用し、適正に管理するとともに、情報発信に努めるものとする。

(リンクの禁止)

第6条 第2条に定める目的から逸脱するところのリンクの設定は禁止する。

(掲載の禁止事項)

第7条 以下の項目については、ホームページに掲載することを禁止する。

1. 常任理事会で未承認事項
2. 第三者への誹謗・中傷
3. わいせつな画像・文章
4. 著作権を侵害するような記事

5. 暴力を助長するような記事
6. 特定の宗教・政治団体を支持し、又は反対すること。
7. システムの破壊及び正常な運営の妨害につながる情報の掲示
8. 人権侵害や名誉毀損等、法律に触れる内容を含むもの
9. その他不適切な内容を含む記事

(その他)

第8条 規格外事項については、常任理事会で協議する。

- 付則1. この規程は、平成20年11月11日に制定し、施行する。
2. 平成27年5月31日に改正し、施行する。
 3. 平成28年3月8日に改正し、施行する。

町会等地区連合会交流事業助成金交付規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、町会等地区連合会（以下「地区連合会」という）が実施する交流事業に対し、八王子市町会自治会連合会(以下「本会」という)が、当該年度において予算の範囲で交付する助成金について、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 地区連合会の交流事業を推進し、地域活動の活性化に資することを目的とする。

(地区連合会)

第3条 この規程における地区連合会とは、本会に届け出た町会・自治会・管理組合のほか、地域を中心として複数で構成されたもので、自主的かつ民主的に組織し運営されていて市に届出済みの団体をいう。更に、単位町会等間の親睦と融和及び地域福祉の向上を図るため、各種の公共性のある活動を行っている団体をいう。

(交付の対象)

第4条 助成金の交付の対象となる事業は、町会等活性化のため、地区連合会の交流事業としてふさわしい内容のもので、年1回とする。

(対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- ① 報償費(講師謝礼等)
- ② 借上げ費(会場・バス等)
- ③ 印刷費
- ④ 交通費
- ⑤ 教材等購入費
- ⑥ 通信運搬費
- ⑦ その他会長が特に認めた経費

(算定基準)

第6条 助成金の額は、1地区連合会につき10万円以内とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする地区連合会は、交付申請書(第3号様式)に事業計画書等の関係書類を添えて、指定する期日前までに会長に提出するものとする。

2. 八王子市における他の助成金をはじめ、国や他の自治体及び公共団体等からの助成金との併用はできない。

3. 交付決定より前に終了する事業は、対象とならない。

(交付決定)

第8条 会長は、前条の交付申請を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、交付決定

通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 助成金の交付については、前条に定める交付決定通知の後、申請者からの請求に基づき30日以内に行うものとする。

(助成金の経理と実績報告)

第10条 助成金は、地区連合会の会計に繰り入れた上、第6条に定める事業費として使用しなければならない。

2. 交流事業が完了したときは、完了後1ヶ月以内に事業に要した費用の実績報告書(第5様式)を収支決算書等の関係書類とともに提出しなければならない。

(助成金の額の決定)

第11条 前条第2項の実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合には、交付すべき助成金の額を確定し、確定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(取消し及び返還)

第12条 次の各号に該当する場合は、会長は、助成金の交付を取消し、または既に交付した補助金の返還を命じることができる。

- (1) 助成金をその目的に反して使用したとき。
- (2) その他この規程に違反したとき。

(助成金に関する調査)

第13条 会長は、助成金の交付について必要と認めるときは、地区連合会に対し、交流事業関係書類及び助成金の経理に関する書類を提出させ、または実地に調査することができる。

付則1. この規程は、平成20年4月8日制定し、平成20年4月1日に遡って施行する。

2. 平成20年11月11日に改正し、施行する。
3. 平成22年9月14日に改正し、施行する。
4. 平成22年10月12日に改正し、平成22年11月1日に施行する。
5. 平成27年5月31日に改正し、施行する。

町会等設備整備備品提供事業運用規程

(趣 旨)

- 第1条 この規程は、八王子市町会・自治会設備整備支援補助金交付要綱に基づき、八王子市町会自治会連合会（以下「町自連」という。）が実施する町会・自治会等に対する備品提供事業の当該年度において予算の範囲で提供する備品について、必要な事項を定める。
- 2 本事業は、市が財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業（宝くじ助成）を活用し、備品提供事業の助成を行うことから、町自連が事業の主体となり、備品の購入、提供、管理、その他コミュニティ助成事業で定める必要な事務を行う。
- 3 提供する備品は、助成事業の趣旨により無償貸与とする。

(目 的)

- 第2条 町会・自治会等への備品提供事業を通じて、地域活動の活性化に資することを目的とする。

(町会・自治会等)

- 第3条 この規程における町会・自治会等とは、町自連に加入の町会、自治会、管理組合、地区連合会のほか、未加入の町会、自治会、管理組合及び市に届出済みの団体をいう。

(申請対象団体)

- 第4条 申請対象となる団体は、市の限られた補助金の範囲内での提供、また、多くの町会・自治会等に広く備品を提供するため、未助成団体を優先する。
- 2 助成実施団体の申請については、助成後5年経過後の前年度の指定する期日までに本会に申請できるものとする。
- 3 同一の建物を複数の町会・自治会等で利用している場合については、備品を共用することが可能なため、申請は代表の町会・自治会等に限定する。
- 4 町会会館等の建設にあたっての申請については、竣工後に申請できるものとする。

(対象となる備品)

- 第5条 対象となる備品は、地域コミュニティ活動に必要な備品として、相応しい内容のもので、別表に掲げるものとする。

(備品提供申請)

- 第6条 備品の提供を受けようとする町会・自治会等は、設備整備事業備品提供申請書（第1号様式）に希望する備品の関係書類を添えて、提供希望年度の前年度の指定する期日までに本会に申請するものとする。

(選 考)

- 第7条 備品提供の対象となる町会・自治会等への助成額は、1団体につき20万円以内とし、提供の対象とする町会・自治会等については、町自連三役会で構成する選考会にて決定するものとする。

(内 定)

- 第8条 前条の選考の結果、内定した対象の町会・自治会等に、備品提供選考結果通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の変更)

- 第9条 事業計画の変更や収支計画の変更及び備品の変更の必要が生じた場合は、速やかに設備整備備品提供変更申請書（第3号様式）を作成し、町自連に提出すること。

(決 定)

第 10 条 申請年度の翌年度、町会・自治会等に、備品提供決定通知書（第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。

(備品の提供時期)

第 11 条 備品の提供時期は、申請年度の翌年度とする。

(備品の管理)

第 12 条 提供を受けた備品は、町会・自治会等で適切な管理をおこなうこと。

なお、破損等により廃棄処分する場合には、町自連まで連絡すること。

付則 1. この規程は、平成 26 年 9 月 9 日制定し、施行する。

2. 平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。

3. 平成 27 年 10 月 13 日に改正し、平成 27 年 8 月 27 日に遡って施行する。

<別 表>

※無償貸与の対象となる備品は下記のとおり

対象となる備品
机、椅子、テーブル、座卓、収納庫など

※参考：無償貸与の対象とならない備品は下記のとおり

対象とならない備品
・個人の利用にとどまるもの
・広場の砂場や遊歩道等の整備
・建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン等）
・特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品
・防災目的の備品（市指定の防災資器材関連）
・地域性のない楽器類
・自転車
・動力のついた屋台、山車等
・車両に搭載する目的の備品
・防犯カメラ
・水車
・PC アプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象とする）
・ホテル等の育成に関する設備、備品
・一般調理器具
・照明器具等（電球のみの場合）

八王子市町会自治会連合会備品管理運営規程

(目的)

第1条 この規程は、八王子市町会自治会連合会（以下「町自連」という。）の所有する備品を適正に管理し、その使用の際の取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(保管場所)

第2条 備品の保管場所は、無償貸与を受ける団体（以下「町会・自治会等」という。）の事務所とする。

なお、公共施設等で公園・防災・コミュニティ等目的が限定されている場所（公園清掃用具倉庫・防災倉庫・地区会館等）については、保管場所対象外とする。

但し、事務所等がない町会・自治会等は町自連の了解を受けた場所とする。

(保管責任者)

第3条 備品の保管責任者は、八王子市町会自治会連合会会長とする。

(維持管理)

第4条 備品の維持管理は、町自連が行うものとする。

(使用方法)

第5条 町会等設備整備備品提供事業運用規程第3条に定める団体の長（以下「町会長」という。）に申し込み、所定の手続きをもって許可を得ること。

(使用の範囲)

第6条 町会・自治会等の活動及び地域コミュニティの活性化を図るために使用する。

(使用時間)

第7条 使用時間は、原則として、町会・自治会等の事務所の利用時間内とする。但し、特に町会長が認めたときは、この限りではない。

(使用料)

第8条 使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第9条 備品を使用した者がその備品に損害を与えたときは、損害額を賠償しなければならない。

(譲渡の禁止)

第10条 備品を使用した者は、その備品を譲渡・転貸してはならない。

(移動・廃棄等)

第11条 町会・自治会等は、備品を他の保管場所等に移動する場合、または、破損等により廃棄する場合は、事前に町自連に報告し、承認を受けなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項については、町自連三役会で決定する。

付則1. この規程は平成26年9月9日に制定し、施行する。

2. 平成27年5月31日に改正し、施行する。

3. 平成27年10月13日に改正し、平成27年8月27日に遡って施行する。

4. 平成29年3月14日に改正し、施行する。

会長等役員の管外出張に伴う車賃支給細則

(総 則)

第1条 この細則は、八王子市町会自治会連合会（以下「本会」という）会長もしくは役員の管外出張に伴う自家用車使用の車賃支給の取扱について定める。

(車賃支給)

第2条 会長もしくは役員が本会を代表して、管外で開催される会議や研修会等に出席する場合は、原則として、公共交通機関を利用するものとするが、やむなく自家用車を使用した場合は、車賃を支給する。

(車賃算出基準)

第3条 車賃の対象は、管外とし、算出基準は下記のとおりとする。

1. 本会の事務所から開催地の会場までの合理的な経路の概算距離とする。
2. 1k m未満の端数は切り捨てとする。
3. 別途定める1k mあたりの単価を乗じた額を支給する。
4. 有料道路等については、実費とする。
5. 自家用車に乗り合わせて利用する場合は、車の所有者のみとする。

(その他)

第4条 規格外事項については、常任理事会で協議する

付則1. この規程は、平成27年5月31日制定し、施行する。

審議会・委員会等委員の参加状況

No.	審議会・委員会等名称	人数	所管部署
	【行政審議会】		
1	八王子市市民参加推進審議会	1	総合経営部広聴課
2	八王子市市史編纂審議会	1	市史編さん室
3	八王子市行財政改革推進審議会	1	行財政改革部行革推進課
4	八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会	1	総務部総務課
5	八王子市特別職報酬審議会	1	総務部職員課
6	八王子市生活安全対策協議会	1	生活安全部防犯課
7	八王子市消費生活審議会	1	市民部消費生活センター
8	八王子市民生委員推薦会	1	福祉部福祉政策課
9	八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	1	福祉部福祉政策課
10	八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	1	福祉部福祉政策課
11	八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	1	福祉部福祉政策課
12	八王子市動物愛護推進協議会	1	健康部(保健所)生活衛生課
13	八王子市環境審議会	1	環境部環境政策課
14	八王子市斜面緑地保全委員会	1	環境部環境保全課
15	八王子市景観審議会	1	まちなみ整備部まちなみ景観課
16	八王子市まちづくり審議委員会	1	まちなみ整備部まちなみ景観課
	【各種委員会】		
1	八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会	1	都市戦略部都市戦略課
2	八王子市親切会	2	市民活動推進部協働推進課
3	八王子市市民企画事業補助金審査委員会	1	市民活動推進部協働推進課
4	八王子市海外都市交流連絡推進協議会	1	市民活動推進部多文化共生推進課
5	八王子市多文化共生推進評議会	1	市民活動推進部多文化共生推進課
6	八王子市男女共同参画施策推進委員会	1	市民活動推進部男女共同参画課
7	人権擁護委員	1	総務部総務課
8	八王子市談合監視委員会	3	財務部契約課
9	八王子市暴走族追放推進連絡協議会	1	生活安全部防犯課
10	八王子市防災会議	1	生活安全部防災課
11	八王子市国民保護協議会	1	生活安全部防災課
12	認知症高齢者ネットワーク会議	1	福祉部高齢者福祉課
13	八王子市障害者自立支援協議会	1	福祉部障害者福祉課
14	八王子市保健福祉センター運営協議会	1	医療保険部東浅川保健福祉センター
15	はちおうじ健康づくり推進協議会	2	健康部(保健所)健康政策課
16	八王子市食育推進会議	1	健康部(保健所)健康政策課
17	八王子市温暖化防止センター運営委員会	1	環境部環境政策課
18	八王子市環境推進会議	1	環境部環境政策課
19	八王子市環境マネジメントシステム監査員	1	環境部環境政策課
20	八王子市ごみゼロ社会推進協議会	3	資源循環部ごみ減量対策課
21	八王子市廃プラスチック中間処理施設調査研究協議会	1	資源循環部ごみ減量対策課
22	八王子市地域公共交通活性化協議会	1	都市計画部交通企画課
23	八王子市迷惑駐車等防止対策連絡会	1	道路交通部交通事業課
24	八王子市交通安全対策協議会	1	道路交通部交通事業課
25	八王子市自転車駐車問題対策協議会	3	道路交通部交通事業課
26	八王子市保護司候補者検討協議会	1	東京保護観察所立川支部

審議会・委員会等委員の参加状況

No.	審議会・委員会等名称	人数	所管部署
	【検討会・策定委員会】		
1	使用料等受益者負担適正化検討会	1	行財政改革部行政管理課
2	八王子市制100周年記念事業実行委員会	1	市制100周年記念事業推進室
3	八王子市制100周年記念事業実行委員会 広報宣伝委	1	市制100周年記念事業推進室
4	特定空家等対策懇談会	1	生活安全部防犯課
5	災害時要援護者支援推進連絡会	1	福祉部福祉政策課
6	介護保険事業計画策定検討委員会	1	福祉部高齢者いきいき課
7	八王子市高齢者計画・介護保険事業計画策定部会	1	福祉部高齢者いきいき課
8	八王子市障害者計画及び障害者福祉計画策定委員会	1	福祉部障害者福祉課
9	全国都市緑化八王子フェア実行委員会	1	都市緑化フェア推進室
10	八王子市都市計画マスタープラン検討委員会	1	都市計画部土地利用計画課
11	多摩都市モノレール八王子ルート整備促進協議会	1	都市計画部交通企画課
12	八王子市交通マスタープラン検討委員会	1	都市計画部交通企画課
13	八王子市中心市街地活性化基本計画策定委員会	1	拠点整備部中心市街地政策課
14	八王子市住宅マスタープラン改定検討会	1	まちなみ整備部住宅政策課
15	八王子市学校安全対策検討委員会	1	学校教育部教育総務課
16	八王子市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会	1	学校教育部指導課
	【行政外郭団体等】		
1	八王子市学園都市文化ふれあい財団財団 諮問委員会	1	八王子市学園都市文化ふれあい財団
2	八王子まつり	1	八王子まつり
3	八王子まつり実行委員会 実行委員	23	八王子まつり実行委員会
4	八王子観光協会	1	八王子観光協会
5	八王子花火大会実行委員会	1	八王子観光協会
6	全関東八王子夢街道駅伝競走大会実行委員会 委員・運営委員	9	事務局:スポーツ振興課
7	八王子市社会福祉協議会 理事・評議員	15	八王子市社会福祉協議会
8	〃 ボランティア活動推進協議会	1	〃
9	〃 歳末たすけあい募金配分検討委員会	1	〃
10	八王子交通安全協会	1	八王子交通安全協会
11	高尾交通安全協会	1	高尾交通安全協会
12	八王子防犯協会	1	八王子防犯協会
13	八王子防火防災協会	2	八王子防火防災協会
14	美しい八王子をつくる会 委員	23	事務局:ごみ減量対策課
15	東京都赤十字協賛委員支部協議会	1	日本赤十字社東京都支部
16	「租税教育推進宣言の街・八王子」協議会	1	事務局:税制課
17	社会を明るくする運動八王子実施委員会	1	事務局:児童青少年課
18	八王子いちよう祭り祭典委員会	1	八王子いちよう祭り祭典委員会
19	八王子国際協会 理事	1	八王子国際協会
20	八王子市地球温暖化対策地域協議会	1	事務局:環境政策課

平成30年度 八王子市町会自治会連合会

町自連地区連合に加盟している町会・自治会・管理組合は以下のとおりです。

30. 10. 22 現在

地区連合会	団体数	世帯数	町会・自治会・管理組合名称				
1 中部地区 会長 小室 崇司	7	1,841	三崎町町会	中町町会	南町町会	寺町一丁目町会	寺町二丁目町会
			天神町町会	南新町町会			
2 東部地区 会長 上田 幸夫	10	4,775	横山町一丁目町会	横山町二丁目町会	横山町三丁目町会	新町町会	明神町一丁目町会
			明神町二丁目町会	明神町三丁目町会	明神町四丁目町会	東町町会	旭町町会
3 元横地区 会長 秋間 利久	6	1,654	元一自治会	元横山町第二町会	元横山町中部自治会	元横山町第四町会	元横山町第五自治会
			田町町会				
4 東南部地区 会長 今 高雄	6	3,893	子安町一丁目町会	子安町二丁目町会	子安町三丁目町会	子安町東四丁目町会	子安町西四丁目町会
			万町一丁目町会				
5 中央部地区 会長 佐藤 正太郎	2	720	八日町一、二丁目町会	上八日町町会			
6 南部地区 会長 中代 英雄	11	5,019	万町二丁目町会	上野町一丁目町会	上野町三丁目町会	台町一丁目町会	台町二丁目町会
			台町三丁目町会	台町四丁目町会	緑町東町会	緑町西町会	緑町南町会
			ローズハイツ八王子管理組合				
7 西部第一地区 会長 尾崎 敏夫	7	2,204	元本郷町栄和会	元本郷町会	元本郷町一丁目町会	西八親和会	元本郷町三丁目生栄会
			市営元本郷団地自治会	元本郷なごみ会			
8 西部第二地区 会長 筋野 洋志	6	3,360	千人町一丁目町会	千人町二丁目町会	千人町三・四丁目町会	日吉町一丁目町会	日吉町二丁目町会
			長房町水崎町会				
9 西部第三地区 会長 田所 俊二	8	3,482	八幡町一、二丁目町会	八幡上町町会	八木町町会	追分町会	平岡町町会
			本郷町町会	大横町町会	小門町町会		
10 本町地区 会長 河西 萬智朗	3	789	本町一丁目町会	本町二丁目町会	本町三丁目町会		
11 中央地区 会長 成瀬 義雄	21	9,832	元横上町会	曉東町会	中野町東二丁目町会	中野町東三丁目町会	中野上町東四町会
			中野西一町会	中野上町西二町会	中野西三町会	中野町甲和会	大和田一丁目町会
			大和田町会	大和田中央町会	上大和田町会	大和田相和会	大和田町四丁目親和会
			八王子市富士見町自治会	清川町自治会	八王子サンランド自治会	ひよどり山自治会	仲田橋自治会
12 東北部地区 会長 山田 智広	14	7,163	高倉町町会	松風会	石川町会	北八王子町会	宇津木町町会
			宇津木インターヒル自治会	平町町会	小宮町会	大谷町町会	丸山町滝山台自治会
13 浅川地区 会長 佐戸 博	23	6,315	宇津木台中央自治会	久保山町町会	石川団地自治会	大谷町さつき野台自治会	
			新地町町会	三田町会	原宿町会	原町内会	八王子サニーハイツ管理組合
			初沢町第一町内会	初沢町第二町内会	三和団地自治会	高尾町中宿町会	高尾町上宿町会
			落合町会	高尾町五丁目町会	南浅川町会	西浅川町会	駒木野町会
			荒井町会	摺指町会	小仏町会	高尾パークハイツA棟自治会	廿里町会
			高尾パークハイツB棟管理組合	高尾下宿町会	プレミスト高尾サクラシティ管理組合		
14 由木地区 会長 井上 克央	19	5,953	下柚木町会	中山町会	越野自治会	堀之内町会	南陽台自治会
			上柚木第2団地自治会	中木神明町会	上柚木中央町会	上柚木2丁目町会	上柚木2丁目町会
			東中野自治会	大塚日向自治会	大塚団地自治会	由木ヶ丘自治会	大塚日影自治会
			鏈水町会	南大沢町会	別所町会	松木町会	
15 鎌水尾根地区 会長 浅井 雄治	6	1,494	パークフィーネ南大沢管理組合、リンクソエ南大沢管理組合、鎌水第二団地自治会、グランスイート南大沢管理組合、プレセダンヒルズ南大沢管理組合、ベルテラッセ南大沢管理組合				
16 横山南地区 会長 石井 修一	28	14,492	散木本町町会	中散木町会	散木東町町会	散木町第一町会	東雲町会
			西八王子ハイツ自治会	山田町町会	豊徳台団地自治会	朝日ヶ丘自治会	狭間町会
			めじろ台一丁目町会	めじろ台二丁目町会	めじろ台三丁目町会	めじろ台四丁目町会	めじろ台三田自治会
			高尾紅葉台自治会	館町町会	館町団地自治会	栢田町大巻町会	栢田町一丁目町会
			寺田町町会	寺田東町町会	大船町会	グリーンヒル寺田自治会	ゆりのき台自治会
			上館町会	館ヶ丘自治会	レーベンスクエアリマインドヒルズ自治会		
17 横山北地区 会長 生永 恭博	45	5,193	並木町一丁目町会	並木町二丁目町会	長房台自治会	船田町会	長房町会
			長房自治会	長房町中郷町会	八王子陵東自治会	長房中耐自治会	新緑自治会
			西1自治会	西2自治会	西4号棟自治会	西29自治会	西二十八自治会
			西24自治会	西25号棟自治会	西10自治会	西14号自治会	西7自治会
			西9自治会	長房西8号棟自治会	西5号棟自治会	西6自治会	西16自治会
			西21自治会	西22自治会	西20自治会	西17・18・19自治会	西26自治会
			西11号自治会	西12自治会	西13号棟自治会	西15号棟自治会	西23自治会
			南3号棟自治会	長房団地南1号棟自治会	南2号棟自治会	東1号棟自治会	長房東2号棟自治会
			長房東4号棟自治会	長房東3号棟自治会	長房東5号棟自治会	長房南アパート5号棟自治会	長房南4号棟自治会
			18 元八地区 会長 野崎 忠行	28	11,028	大楽寺神戸町会	大楽寺町関町会
諏訪団地自治会	諏訪下町会	諏訪中町会				諏訪上町会	四谷町会
叶谷町会	泉町町会	横川町一丁目町会				横川町二丁目町会	横川町三丁目町会
横川町四丁目町会	横川町五丁目町会	緑ヶ丘町会				つじヶ丘自治会	さつき野自治会
沢分方町一丁目町会	沢分方町二丁目町会	川町町会				元八王子町一丁目町会	元八王子町二丁目町会
元八王子町三丁目町会	松子舞自治会	横川町住宅自治会					
19 恩方地区 会長 前原 教久	30	3,784	大幡町会	紙谷町会	宝生寺団地自治会	下小田野町会	中小田野町会
			上小田野町会	元木町会	上下原町会	あかね台町会	上宿町会
			辺名町会	川原宿町会	松竹町会	大沢町会	板小高井町会
			佐戸町会	駒木野町会	黒沼田町会	狐塚町会	力石町会
			宮ノ下町会	高留町会	森久保町会	降宿、醍醐町会	川井野町会
			下案下町会	上案下町会	小津町会	三井緑苑自治会	大空自治会
20 川口地区 会長 荒井 富雄	15	6,865	楢原町東部町会	楢原西部町会	犬目町会	川口町東部町会	川口町中部町会
			川口町西部町会	笹松町会	上川町東部町会	上川町中部町会	上川町西部町会
			美山町会	唐の原住宅自治会	川口南町会	唐松住宅自治会	美山町縄切地区会
21 加住地区 会長 内田 豊	14	3,148	尾崎町会	左入町会	滝山町一丁目町会	滝山町二丁目町会	梅坪町会
			谷野町会	丹木町会	加住町会	宮下町会	戸吹町会
			滝町会	高月町会	馬場谷戸町会	みつ台自治会	
22 由井地区 会長 高橋 文夫	24	7,541	小比企町一丁目町会	小比企町二丁目町会	小比企団地自治会	ビレッジハウス小比企自治会	小比企園自治会
			片倉町会	片倉町三十鈴自治会	片倉御殿町会	エステート八王子自治会	片倉台自治会
			片倉丘の上町会	片倉町一丁目町会	小比企町三丁目町会	みなみ野三丁目町会	七国六丁目町会
			みなみ野エグザガーデン自治会		みなみ野6丁目町会	みなみ野五丁目町会	兵衛一丁目町会
			みなみ野四丁目町会	みなみ野二丁目町会	七国一・二丁目町会	宇津貫兵衛町会	西片倉町会
23 北野地区 会長 廣元 冽	22	10,378	打越町会	打越旭ヶ丘自治会	絹ヶ丘町会	北野町町会	北野町上野原町会
			長沼町会	都営長沼第2自治会	長沼町東町会	長沼町日郎団地自治会	
			日生平山団地八王子地区自治会		NEC平山団地自治会	絹ヶ丘一丁目自治会	長沼睦町会
			高嶺団地自治会	北野台自治会	高嶺町会	八王子北野台パークホームズ自治会	
			都営長沼第一自治会	長沼4号棟自治会	北野台五丁目自治会	あやめ自治会	
23地区	355	120,923	サンクレイドル八王子北野台管理組合				

平成30年度 町自連 役員名簿

三役・事務局名簿

会 長	秋間	利久	(元 横)	元横地区連合会長
副会長	成瀬	義雄	(中 央)	中央地区連合会長
//	生永	恭博	(横山北)	横山北地区連合会長
//	小室	崇司	(中 部)	中部地区連合会長
//	上田	幸夫	(東 部)	東部地区連合会長
//	石井	修一	(横山南)	横山南地区連合会長
会 計	河西	萬智朗	(本 町)	本町地区連合会長
//	前原	教久	(恩 方)	恩方地区連合会長
監 事	山崎	勲介	(西部第二)	
//	木住野	暢大	(西部第三)	
事務局長	前野	修	(北 野)	
事務局次長	富貴澤	繁幸	(浅 川)	
//	田中	泰慶	(由 井)	

【事務局】 〒193-0832 八王子市散田町2-37-1 教育センター内
TEL/FAX 042-673-4680

【ホームページ】町自連(ちょうじれん)<http://www.chojiren-hachioji.jp>

【メールアドレス】chojiren@chojiren-hachioji.jp

常任理事（地区連合会長）・理事名簿

役 職	氏 名	地区連合会	町会・自治会名	電 話
常任理事	小室 崇司	中 部	寺町二丁目町会	042-625-9872
"	上田 幸夫	東 部	明神町四丁目町会	042-642-3590
"	秋間 利久	元 横	元横山町第二町会	042-644-3675
"	今 高 雄	東南部	子安町一丁目町会	042-645-6152
"	佐藤 正太郎	中央部	八日町一、二丁目町会	042-623-1100
"	中代 英雄	南 部	上野町一丁目町会	042-624-5435
"	尾寄 敏夫	西部第一	元本郷なごみ会	042-623-3657
"	筋野 洋志	西部第二	長房町水崎町会	090-2324-5596
"	田所 俊二	西部第三	大横町町会	042-626-5908
"	河西 萬智朗	本 町	本町一丁目町会	042-623-4623
"	成瀬 義雄	中 央	暁東町会	042-623-5894
"	山田 智広	東北部	宇津木インターヒル自治会	042-648-9163
"	佐戸 博	浅 川	落合町会	042-665-2445
"	井上 克央	由 木	東中野自治会	042-676-1857
"	浅井 雄治	鑓水尾根	パークフィーネ南大沢管理組合	042-677-8576
"	石井 修一	横山南	桐田町一丁目町会	042-665-0388
"	生永 恭博	横山北	長房町会	042-662-5760
"	野崎 忠行	元 八	叶谷町会	042-623-5586
"	前原 教久	恩 方	小津町会	042-651-6639
"	荒井 富雄	川 口	美山町会	042-651-3236
"	内田 豊	加 住	谷野町会	042-691-2120
"	高橋 文夫	由 井	片倉町一丁目町会	042-637-6955
"	廣元 洌	北 野	絹ヶ丘一丁目自治会	042-637-3345
理 事	山崎 勲介	西部第二	日吉町一丁目町会	042-625-5602
"	木住野 暢大	西部第三	小門町町会	042-624-2284

平成30年5月27日現在

※平成 31 年（2019 年）3 月 18 日（月）に事務所を移転しました※

八王子市町会自治会連合会（町自連）

〒193-0832 八王子市散田町二丁目37番1号 教育センター内

TEL/FAX 042-673-4680

E-mail chojiren@chojiren-hachioji.jp

HP <https://chojiren-hachioji.jp>

町自連事務所案内図

